

第 103 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 26 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 仮議題
4-(2)	第 26 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 主な検討議題
5-(1)	第 43 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題
5-(2)	第 43 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 主な検討議題
6-(1)	第 45 回 総会 (CAC) 議題
6-(2)	第 45 回 総会 (CAC) 概要
7-(1)	第 53 回 食品衛生部会 (CCFH) 議題
7-(2)	第 53 回 食品衛生部会 (CCFH) 概要

第 103 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 5 年 1 月 31 日（火）

13:30 ～ 16:00

場所：AP 虎ノ門 B ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第26回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDf）
- ・ 第43回 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第45回 総会（CAC）
- ・ 第53回 食品衛生部会（CCFH）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

令和 4 年 6 月 11 日現在

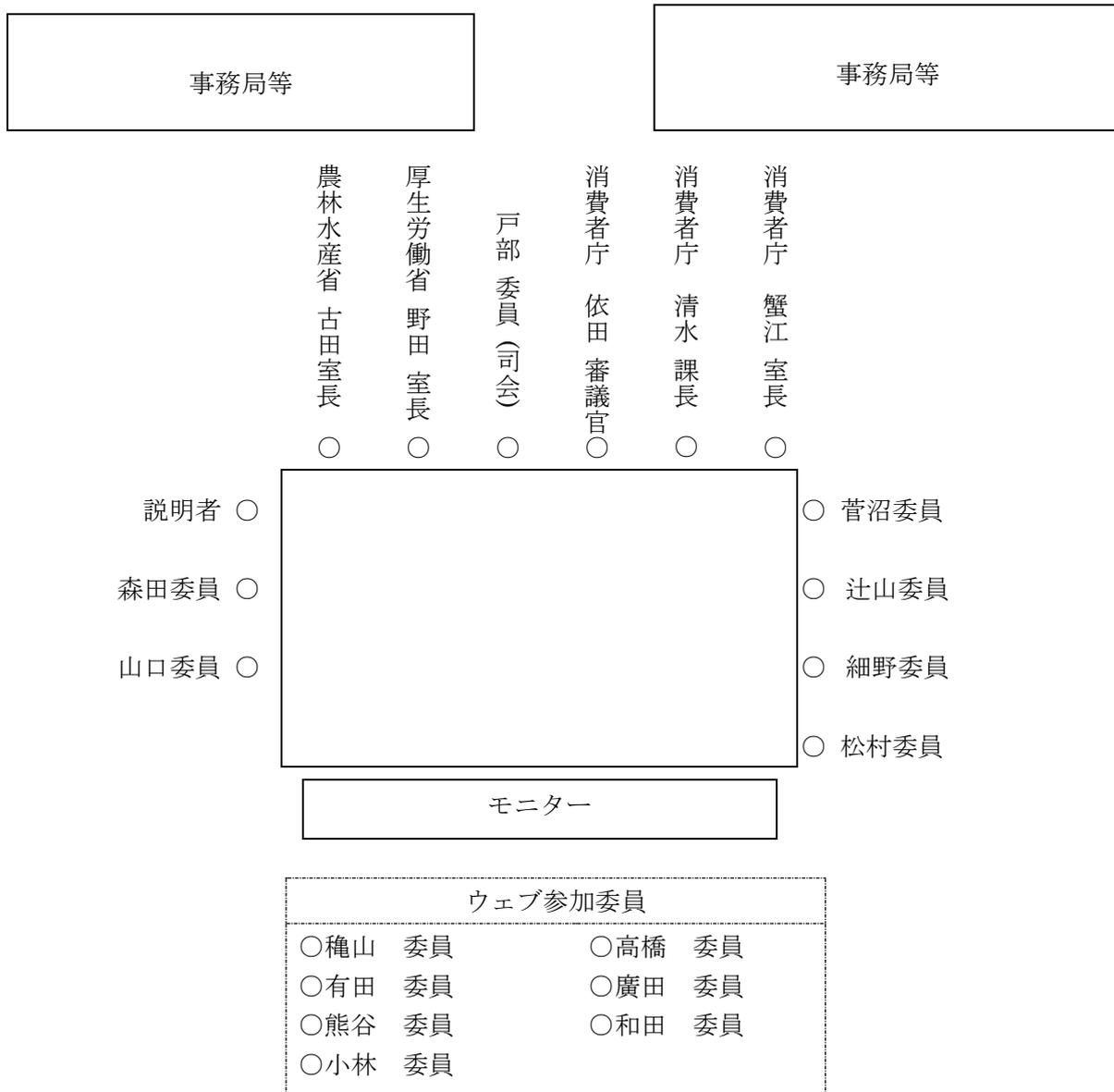
(敬称略 50 音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 常任幹事
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会員
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 103 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 5 年 1 月 31 日 (火) 13:30 ~ 16:00

AP 虎ノ門 B ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 26 回食品残留動物用医薬品部会

日時：2023 年 2 月 13 日（月）～17 日（金）

場所：ポートルランド（米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び／又はその他の部会からの付託事項
3	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む FAO/WHO からの関心事項
4	FAO/国際原子力機関（IAEA）からの関心事項
5	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（OIE）からの関心事項
6	食品中の動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）案及び原案
6.1	イベルメクチン（豚、羊及び山羊の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）の MRL 案（ステップ 7）
6.2	イベルメクチン（豚、羊及び山羊の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）及びナイカルバジン（鶏の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）の MRL 原案（ステップ 4）
7	食品中の動物用医薬品の MRL の外挿
7.1	様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案（ステップ 4）
7.2	可食臓器における動物用医薬品の MRL の外挿手法
8	飼料から畜産食品への非意図的又は不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための基準又は要求事項
9	コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調和

9.1	CCPR/CCRVDF 合同作業部会からの関心事項
9.2	可食臓器 (edible offal) の調和に関する並行作業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品及び飼料の分類 (CXA4-1989) ・ 食品の説明－JECFA/ FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)における調和
10	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2023年2月12日(日)に仮議題7、8及び10に関連する作業部会が開催される予定開催される予定。

第 26 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の主な検討議題

日時：2023 年 2 月 13 日 (月) ～17 日 (金)

場所：ポートランド (米国)

主要議題の検討内容

仮議題 6 食品中の動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案及び原案

(経緯)

前回会合においては、イベルメクチン (寄生虫駆除剤) について、第 88 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) の評価結果に基づき議論した。この JECFA による評価は、長い休薬期間を設けた適切な使用方法 (GVP) に基づき行われており、過度に保守的な MRL となってしまう可能性があることから、ステップ 5/8 には進めずに、ステップ 5 でコーデックス総会 (CAC) に諮ることに合意した。また、新たな GVP (より短い休薬期間である GVP) に対応するデータが得られた場合には、JECFA に再評価を依頼し、その評価結果に基づき、改めて CCRVDF で議論することが提案され、第 94 回 JECFA において、新たな GVP に対応したデータに基づき評価が行われた。

今回会合では、CAC で予備採択されたイベルメクチンの規格案について、ステップ 6 で各国に対してコメント要請された結果に基づき、議論を行う (ステップ 7) とともに、第 94 回 JECFA による評価が行われ、MRL 案が勧告されたイベルメクチン及びナイカルバジンの議論を行う予定である (ステップ 4)。

仮議題 6.1 イベルメクチン (豚、羊及び山羊の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓) の MRL 案 (ステップ 7)

(対処方針)

JECFA による科学的評価に基づき提案された規格案であり、規格案を支持する立場で適宜対処したい。なお、本 MRL 案は、各家畜及び組織に関し、新たな GVP を反映した MRL 原案 (仮議題 6.2 関係) より低い値であることから、仮に、同 MRL 原案をステップ 5/8 で総会での採択に進めることが提案された場合には、本 MRL 案を削除して差し支えない。

仮議題 6.2 イベルメクチン (豚、羊及び山羊の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓) 及びナイカルバジン (鶏の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓) の MRL 原案 (ステップ 4)

(対処方針)

JECFA による科学的評価に基づき提案された規格案であり、規格案を支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 7 食品中の動物用医薬品の MRL の外挿

(経緯)

前回会合において、MRL の外挿手法について議論を行い、JECFA の評価を基に設定された

ある動物種の MRL を、動物種や組織の関係性、代謝等の要件を満たす場合に限り、他の動物種に外挿できる外挿手法を導入すること、当該手法について CCRVDF の裁量を増やすため、手続きマニュアルで定められている CCRVDF のリスクアナリシスの原則に反映すること等に合意した。なお、このアプローチは第 44 回コーデックス総会で採択された。また、様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案及び可食臓器における動物用医薬品の MRL の外挿手法については、電子的作業部会 (EWG) (議長国：EU、共同議長国：コスタリカ) において継続的に議論することとなった。

今回合合では、これらの議題に関する EWG で作成された討議文書について、各国からのコメントに基づき議論する予定である。

仮議題 7.1 様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案 (ステップ 4)

(対処方針)

新たに導入された MRL の外挿手法は、上記のとおり、より限定的な要件の下、JECFA の評価を基に設定された MRL を関連する動物種に外挿するものであり、消費者の健康が確保されると考えられる。当該要件に沿って外挿が行われる限りにおいて、EWG において議論した外挿案を支持して差し支えないとの立場で適宜対処したい。

・外挿が議論される予定の化合物/食品の組合せ

①アモキシシリン/反芻動物、②ベンジルペニシリン/反芻動物、③テトラサイクリン/反芻動物、④シハロトリン/反芻動物、⑤シペルメトリン/反芻動物、⑥デルタメトリン/反芻動物、⑦モキシデクチン/反芻動物、⑧スペクチノマイシン/反芻動物、⑨レバミゾール/反芻動物、⑩チルミコシン/反芻動物、⑪デルタメトリン/魚類、⑫フルメキン/魚類

仮議題 7.2 可食臓器における動物用医薬品の MRL の外挿手法

(対処方針)

EWG において提案された外挿手法は、これまでに肝臓又は腎臓以外の可食臓器に対する MRL の設定の経験がなく、妥当性を示すデータがない中で、実用的なものとして、肝臓又は腎臓に設定された低い MRL をその他の可食臓器に外挿するものである。EWG においても、こうした手法に対して、いくつかの懸念が示されて、EWG として適切なアプローチを作成することができなかったことから、科学的根拠に基づくアプローチについて、さらに検討すべきとの立場で適宜対処したい。

仮議題 8 飼料から畜産食品への非意図的又は不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための基準又は要求事項

(経緯)

前回合合においては、FAO の代表から、飼料から畜産食品への非意図的又は不可避なキャリーオーバーに関する FAO/WHO の専門家会合の検討結果が報告され、この検討結果を基に議論が行われ、①適正な飼養管理に関する実施規範 (CXC54-2004) を改訂しないこと及び②EWG (議長国：豪州及びカナダ) において、ナイカルバジンをパイロットスタディとして畜産物中の耐容量 (アクションレベル) を設定するための基準及び要求事項について議

論することに合意した。

今回合合では、キャリーオーバーに関する一般的なアクションレベルの設定及びナイカルバジンの鶏卵へのキャリーオーバーに関するアクションレベルの設定について EWG で作成された討議文書を基に、各国からのコメントを踏まえ議論する予定である。

(対処方針)

国内においては、これまでに、キャリーオーバーを考慮した基準値を検討した事例はないが、今後、国内の飼養管理からもキャリーオーバーに関するアクションレベルの設定が求められる可能性があること、討議文書に示されたアクションレベルの設定の手順においては、アクションレベルの案について、CCRVDF が JECFA に対して暴露評価について意見聴取を行い設定する案となっており、消費者の健康が確保される場合に限りアクションレベルが設定されることから、各国からのコメントを踏まえつつ、文書案を支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 9 コーデックス残留農薬部会 (CCPR) 及び食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) における作業の調和

(経緯)

これまで、CCRVDF 及び CCPR において、農薬及び動物用医薬品の両方に使用される物質に対する両部会間での調和、特に、可食臓器の定義や MRL の調和について、調整しながら作業を進めてきた。前回合合においては、可食臓器の定義の調和について議論し、その後の CCPR での議論も経て総会で最終採択された。今回の部会においては、今後の両部会での連携すべき分野、手順、方法等について、合同 EWG (議長国：米国) で作成された討議文書を基に、各国からのコメントを踏まえ議論する予定である。

仮議題 9.1 CCPR/CCRVDF 合同作業部会からの関心事項

(対処方針)

合同 EWG から、CCPR と CCRVDF に対して、リスク評価方法の調和に向けた作業の継続、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR)/JECFA 間でのデータ共有、合同 EWG の継続、農薬及び動物用医薬品の両方に使用される物質に関する CCPR/CCRVDF 間でのデータベース開発等について提案がなされており、こうした取り組みについては、CCPR/CCRVDF 間又は JMPR/JECFA 間の調和を進めていく上で、必要なことであることから、各国からのコメントを踏まえつつ、支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 9.2 可食臓器 (edible offal) の調和に関する並行作業

(対処方針)

可食臓器の調和に関連し、提案されている「食品及び飼料の分類 (CXA4-1989)」や「食品の説明」の調和に関する検討についても、CCPR/CCRVDF 間又は JMPR/JECFA 間の調和を進めていく上で、必要な取組みであることから、各国からのコメントを踏まえつつ支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

(経緯)

前回会合では、各国より提案のあった動物用医薬品について検討を行い、優先順位リスト案（REP21/RVDF、Appendix VI、Part I 及びIV）を総会に諮ることに合意した。また、今回会合の直前に、優先順位リスト案作成に係る物理的作業部会を開催し、各国からのコメントや情報について検討することとなった。

(対処方針)

優先順位リストに掲載するための規準に照らして必要な情報が提案国から提出され、期日までに JECFA にデータを提出できることが確認できた物質については、リストへの掲載を支持して差し支えないとの立場で適宜対処したい。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 43 回栄養・特殊用途食品部会**

日時：(本会合) 2023 年 3 月 7 日 (火) ～ 3 月 10 日 (金)

(レポート採択) 3 月 15 日 (水)

場所：デュッセルドルフ (ドイツ) (レポート採択はウェブ形式)

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CXS 156-1987) の見直し
5	年長乳児及び年少幼児の栄養参照量の設定に関する一般原則(ステップ 4)
6	食品添加物の技術的正当性の検討
7	優先付けメカニズ/新たな課題と新規作業
8	その他の事項及び今後の作業
8a	分析方法
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

※3 月 6 日 (月) に仮議題 5 及び仮議題 7 (栄養プロファイル) に関する物理的 WG を開催予定。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 43 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時：(本会合) 2023 年 3 月 7 日 (火) ～ 3 月 10 日 (金)

(レポート採択) 3 月 15 日(水)

場所：デュッセルドルフ (ドイツ) (レポート採択はウェブ形式)

主要議題の検討内容仮議題 4：フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CXS 156-1987) の見直し

(経緯)

第 32 回部会 (2010 年) では、ニュージーランドから、規格の見直しが提案され、第 35 回総会 (2012 年) において新規作業として承認した。これまでの部会では、規格の全体構成は今後決定するとした上で、年長乳児 (6-12 か月) を対象にしたセクション A、年少幼児 (12-36 か月) を対象にしたセクション B に分けること及びそれぞれの必須構成成分は概ね合意に達し、第 41 回総会 (2018 年) で予備採択した。また、セクション A の年長乳児の範囲、記述及び表示に関する条項は、第 42 回総会 (2019 年) において、表示の一部 (9.6.4 章の追加的要求事項における cross promotion (異なる商品同士で販売促進をすること) の禁止) を部会で議論することとし、その他の条項は予備採択した。第 43 回総会 (2020 年) で年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示原案が予備採択された。第 42 回部会では、①年長乳児向けフォローアップフォーミュラ及び栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の規格の修正原案は全ての勧告の議論が終了しステップ 5/8 の承認に諮る準備ができたが、本議題はステップ 4 に留め置き、全ての議論が終了後、CAC に諮ることで合意した。また、ナトリウムの制限等に関する記述は、CCFA に情報提供することとした。②栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の範囲、記述及び表示案はステップ 7 で留め置き、全ての議論が終了後、CAC に諮ることで合意した。③年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示案は、ステップ 7 で留め置き、全ての議論が終了後、CAC に諮ることで合意した。④年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の必須構成成分は、セクション B の利用可能な炭水化物に関する脚注 5 の、炭水化物源の甘味の適切な分析方法の問題は、次回部会で検討することで合意した。

今次部会では、ニュージーランドが取りまとめた討議文書を基に、①序文と②規格の構成、③炭水化物源の甘味の適切な分析方法を議論し、本議題を取りまとめる見込みである。

(対処方針)

我が国では、厚生労働省策定「離乳・授乳の支援ガイド (2019 年改定版)」において、「フォローアップミルクは母乳代替食品ではなく、離乳が順調に進んでいる場合は、摂取する必要はない。離乳が順調に進まず鉄欠乏のリスクが高い場合や、適当な体重増加

が見られない場合には、医師に相談した上で、必要に応じてフォローアップミルクを活用すること等を検討する。」と明記している。この点を踏まえた上で、当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 5：年長乳児及び年少幼児の栄養参照量の設定に関する一般原則（ステップ4）

（経緯）

第 37 回部会（2015 年）では、年長乳児（6～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参照量（Nutrient Reference Values - Requirements: NRVs-R）について、EWG を設置し、①NRVs-R の設定の必要性、②必要な場合、NRVs-R のパラメータ（栄養素、年齢層、スコープ）、③JEMNU への依頼の検討、④栄養表示への適用の検討について、議論することになった。第 39 回部会（2017 年）では、アイルランドが議長、メキシコ、米国が共同議長に立候補し、第 37 回部会で合意した EWG の作業内容のうち、①必要性和④栄養表示への適応について議論することになった。第 40 回部会では、年長乳児及び年少幼児の NRVs-R を設定する年齢区分や関連するコーデックス文書への反映、栄養表示への適用についての CCFL への諮問案について議論され、年齢区分については、6 か月～12 か月及び12 か月～36 か月とすることに合意したが、年齢の境界は結論に達しなかった。第 41 回部会では、6～36 か月児を対象とした NRVs-R の設定作業を継続すること、作業計画を第 79 回執行委員会に情報提供すること、及びアイルランドを議長、コスタリカ及び米国を共同議長とする EWG を設置することに合意した。EWG では、6～36 か月児を対象とした NRVs-R 設定の指針とするため、FAO/WHO 等からの食事摂取参照量の分析に基づき、NRVs-R を導くための一般原則を作成することとした。

第 42 回部会では、引き続きアイルランドを議長、コスタリカ及び米国を共同議長とする EWG を設置し、①本部会での議論や提出された書面コメントを考慮し、栄養表示に関するガイドライン（CXG 2-1985）の附属文書 I として新しい構成に修正すること。②ビタミン B12、ヨウ素、ビタミン B6、リボフラビン（時間があればチアミン、ナイアシン、ビタミン C）の一般原則の草案を作成すること、また、次回部会前に必要に応じて物理作業部会（PWG）を開催することを合意した。

部会前日に開催する PWG と今次部会では、①年長乳児及び年少幼児の栄養参照量の設定に関する一般原則と②一般原則の適用に関する試験的な段階アプローチ③ビタミン B12、ヨウ素、ビタミン B6、リボフラビン、チアミン、ナイアシン、ビタミン C の一般原則の草案を議論する見込みである。

（対処方針）

日本人の食事摂取基準や食品表示基準で定める栄養素等表示基準値の考え方を踏まえて、科学的根拠に基づき検討するという立場で、適宜対処したい。

仮議題 6：食品添加物の技術的正当性の検討

（経緯）

第 38 回部会（2016 年）から、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評

価のための食品添加物の優先リストに載せることを目的とした食品添加物の技術的正当性を評価するためのメカニズムや枠組みを議論している。第41回部会では、食品添加物の技術的必要性を評価するための枠組みにおける質問事項3について、提案されている食品添加物が、既に同じ製品分類への使用が認められている他の食品添加物と比較して、どのような利点を有するかを質問に含めることとし、枠組み全体に合意した。また、キサンタンガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）について、乳児向け特殊医療用調製乳への増粘剤としての使用の技術的必要性を確認したことを踏まえ、第43回総会に個別規格（乳児用調製乳規格（CXS 72-1981））に当該添加物を含める改正の採択を諮ること、及び食品添加物部会（CCFA）に対して「食品添加物に関する一般規格」（GSFA）に当該添加物を含める改正を要請することに合意した。なお、ジェランガムについては、評価対象添加物は低アシル化精製ジェランガムであるとし、申請者に現在認められている食品添加物と比較した利点に関する追加情報の提供を求めることとした。さらに、個別規格（CXS 72-1981）の一部の添加物について新しい枠組みを使って技術的正当性を見直すことが提案されたことを受け、EWGを設置し、低アシル化精製ジェランガム、アスコルビン酸パルミチン酸エステル（INS 304）、ミックストコフェロール（INS307b）及びリン酸塩類（INS 339(i)、339(ii)、339(iii)、INS 340(i)、340(ii)、340(iii))について、乳児用調製乳等への使用の技術的正当性を議論し、当該部会に提言することとした。

今次部会では、①国際特殊用途食品産業会（International Special Dietary Foods Industries：ISDI）から提示された低アシル化精製ジェランガム、アスコルビン酸パルミチン酸エステル（INS 304）、ミックストコフェロール（INS307b）及びリン酸塩類（INS 339(i)、339(ii)、339(iii)、INS 340(i)、340(ii)、340(iii))の技術的正当性、および②食品添加物の技術的正当性を見直すための計画案について議論する見込みである。

（対処方針）

ISDI から提示された個別の食品添加物の技術的正当性および見直し計画案について、我が国は同意できるとの立場で、適宜対処したい。

仮議題7：優先付けメカニズム/新たな課題と新規作業

（経緯）

第40回部会では、本部会の作業が滞っていることから、第75回執行委員会（2018年）の要請に応じて、議長国のドイツが、これまでに完了した作業、部会で進められなかった作業、現在進行中の作業及び今後提起されそうな問題を整理した文書を作成し、当該部会の作業を優先順位付けする長期的な作業管理スキームを議論することに合意した。第41回部会では、ドイツが取りまとめた上記文書と、優先順位付けガイドライン案について議論した。第42回部会では、①優先順位付けメカニズムを試験導入し、その有用性を評価する。優先順位付けの枠組みは、PWGによる議論と当該部会による最終決定の後、当該部会が内部で使用するための情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載

すること。②執行委員会に対し、優先順位付けプロセスを試験導入することを通知すること。③コーデックス事務局に対し、新たな課題や新規作業提案を意見照会する回付文書（CL）の発行を要請すること。④次回部会前にドイツを議長国とする PWG を開催することに合意した。

部会前日に開催する PWG と今次部会では、栄養プロファイル等について議論する見込みである。

(対処方針)

資料は未着。

当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 8 : その他の事項及び今後の作業

仮議題 8 a : 分析方法

今次部会では、乳児用調製乳におけるフラクタン、 β -カロテン及びリコピンの分析方法に関する第 41 回 CCMAS からのリクエストに対し、これらの分析方法の提案を支持する理由を議論する。また「栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料/製品」における炭水化物源の甘味を評価するための適切な分析方法を議論する。

(対処方針)

資料は未着。

当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 45 回 総会

開催日、場所

(本会合) 2022 年 11 月 21 日 (月) ~25 日 (金)
ローマ (イタリア) (ハイブリッド会合形式にて実施)
(レポート採択) 2022 年 12 月 12 日 (月)、13 日 (火) (バーチャル形式)
12 月 19 日 (月) ~2023 年 1 月 13 日 (金) 及び
1 月 19 日 (木) ~30 日 (月) (書面形式)

議題

1	議題の採択
2	第 82・83 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止、文書の修正)
4.1	油脂部会 (CCFO)
4.2	栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)
4.3	食品衛生部会 (CCFH)
4.4	生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)
4.5	食品汚染物質部会 (CCCF)
4.6	残留農薬部会 (CCPR)
4.7	スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
4.8	食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)
4.9	地域調整部会

5	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）
6	コーデックス部会から総会への付託事項
7	コーデックス戦略計画 2020-2025 – 実施報告 2020-2021
8	コーデックスの予算及び財政に関する事項
9	FAO 及び WHO から提起された事項
10	地域調整国の任命
11	議長・副議長の選出
12	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
13	コーデックス 60 周年記念: 1963 年～2023 年
14	その他の作業
15	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 45 回総会 報告書

1. 開催日、場所

(本会合) 2022 年 11 月 21 日 (月) ～25 日 (金)

ローマ (イタリア) (ハイブリッド会合形式にて実施)

(レポート採択) 2022 年 12 月 12 日 (月)、13 日 (火) (バーチャル形式)

12 月 19 日 (月) ～2023 年 1 月 13 日 (金) 及び 1 月 19 日 (木) ～30 日 (月) (書面形式)

2. 出席者

農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	食品安全危機管理官	小林 秀誉*
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準専門職	堀米 明日香*
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際企画係	押川 妃乃
厚生労働省	医薬・生活衛生局	参与		三浦 公嗣
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課		
国際食品室	室長			野田 博之
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課		
国際食品室	室長補佐			佐々木 佳名子
消費者庁	食品表示企画課	保健表示室	課長補佐	新井 剛史*

*の出席者についてはオンライン参加

3. 結果

各議題の主な議論は以下のとおり。また、今次総会に諮られた文書一覧とその結果は別添のとおり。

議題 1. 議題の採択

「議題 14. その他の作業」で、執行委員会において EU がヨーロッパ地域代表のアドバイザーとして参加することに関し、FAO 及び WHO の法務部門が用意した文書に基づいて議論することになった。

その他追加事項はなく、仮議題のとおり採択された。

議題 2. 第 82・83 回執行委員会の報告

第 44 回総会 (2021 年 11～12 月) 以降に開催された第 82 回執行委員会 (2022 年 6

月)及び第83回執行委員会(2022年11月)について報告された。議長から、今次総会に関連の議題がある場合はその議題で報告を行う(議題4~6、7~9、13)、3つの小委員会(科学の役割に関する原則文¹の適用、新たな食料源と生産システム、コーデックスの将来)に関する議論は4日目に行い、それぞれの小委員会の議長である3人の副議長がそれぞれの報告と議事進行を務めるとの連絡があった。

報告のうち、主な内容は以下のとおり。

(1) コーデックスのオブザーバー資格を持つ国際非政府組織(NGOs)

議長から、NGOsに関する議論の結果として、以下が報告された。(特に議論はなかった。)

- NGOのコーデックスへの関与の評価に関し、コーデックスの基準策定作業以外にもコーデックスの目的を進めるために貢献している場合があることを踏まえ、コーデックス事務局、FAO及びWHO法務部門が、手続きマニュアル中の「コーデックス委員会の作業におけるNGOsの原則」の修正が必要かどうかをさらに評価し、第33回一般原則部会(CCGP)で検討する。(これに関し、フランス(CCGP議長)から第33回CCGPは2023年10月にボルドー(フランス)で開催予定であり、作業を歓迎する旨発言があった。)
- アンブレラNGOsとそれらに属するNGOsの二重参加(オブザーバー資格を有するNGOが別の大きなNGOに属していて、当該NGOと大きなNGO双方がコーデックス総会や部会に参加した場合に関する事)については、第84回執行委員会でさらに検討する。
- NGOからのオブザーバー資格申請に関し、2020年12月に採択された「民間セクターの関与のためのFAO戦略(2021年~2025年)」の解釈の明確化と適用の関係で、しばらく申請受付を中断していたが、FAOからコーデックス事務局に、手続きマニュアルに従って申請を継続してよいとの助言があったことから、申請を再開する。第84回執行委員会(2023年7月)で新しい申請状況が示される予定。

(2) 科学の役割に関する原則文の適用

第77回執行委員会(2019年7月)において、手続きマニュアル中の「コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文」に関し、執行委員会の下に小委員会を設置し、原則文の議論自体は再開せずに、当該原則文の適用のためのガイダンスの作成を検討することに合意した。途中、COVID-19パンデミックの影響等により作業が止まっていたが、第81回執行委員会

¹ Statements of Principle Concerning the Role of Science in the Codex Decision-Making Process and the Extent to which Other Factors are Taken into Account; Codex Procedural Manual, 27th edition, pp 245-246. (コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文)

(2021年11月)から作業が再開した。

第83回執行委員会では、第82回執行委員会と小委員会の結果を踏まえて議論した。様々な意見が出された結果、最終的に以下に合意した。

- ・ 現時点版の「原則文の適用に関するコーデックス議長とメンバーのためのガイダンス」中の「原則文第4パラグラフの使用を示すためのオプション2(規格の脚注への記載)」にはスクエアブラケット(合意に至っていない箇所)が残っており、最終版ではないが、原則文の理解を深め実践するために、実用的で役立つ文書であると認識。
- ・ このガイダンス現時点版を執行委員会報告書の付属文書として含め、この作業を続けるかどうか、またどのように続けるかについて、総会で議論する。なお、議長から、議論を継続することとなった場合には、ガイダンスの現在合意している内容を白紙に戻す可能性がある旨注意喚起があった。
- ・ 小委員会の作業は完了し、本件に関しこれ以上の議論は行わない。

ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

- ・ 導入部：ガイダンスの目的と考慮すべきコーデックスの主要な文書(「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスクアナリシスの作業原則」、「科学の役割に関する原則文(原則文第2パラグラフにおける「その他の要因」の検討のための規準を含む)」、「コーデックスの会合の実施に関するガイドライン」、「コンセンサスを促進するための方法」)を記載
- ・ スコープ：「**Other legitimate factors (OLF、その他の正当な要因)**」、「**Other considerations (その他の考慮事項)**」、「**Abstain from acceptance (規格の受諾の拒否)**」に関する定義を記載。これらの定義は原則文への理解を深めることのみを目的として示されているものであり、広範な使用や採択を目的としたものではない。
- ・ 予備採択と最終採択のための検討：ステップを進める時に部会や総会が検討する一連の事項。ステージ1(リスク評価)とステージ2(リスク管理)にわけて記載し、またステージ2では、様々な状況を想定したシナリオも記載。
- ・ 原則文第4パラグラフの使用を示すためのオプション：オプション1(報告書への記載)とオプション2(規格の脚注への記載)の2つのオプションを記載。但し、オプション2(パラグラフ20)については、合意することができなかつたため、スクエアブラケットをつけたままとなった。
- ・ 原則文第4パラグラフが適用されない場合の議長がとりうるオプション：議長は「コンセンサスを促進する方法」等の手続きマニュアルの文書を考慮して提案することが可能な旨記載。
- ・ フローチャート：このガイダンスを補完するため、原則文の運用を視覚化したもの。

今次総会では、総会副議長（ニュージーランド）が執行委員会の報告と議事進行を行った。報告において、この作業の目的は、原則文の運用と一貫性のある適用を促進するための実践的なガイダンスを提供することであり、原則文の議論の再開や、内容の変更を行うものではないこと、また、執行委員会報告書の付属文書はガイダンスの最終版ではないが、執行委員会は原則文の理解を深めるために実用的で役立つ文書だと認識しており、本総会では議論の時間が限られているため、協調とコンセンサスの精神で、本文書の今後の進め方に関し、広範な意見を述べてほしいことについて説明があった。

議論では、執行委員会がまとめたガイダンスを支持し、これ以上の作業は不要とする意見と、この文書を最終化するために、議論を継続すべきとする意見に分かれた。

執行委員会がまとめたガイダンスを支持する主な意見は以下のとおり。

（日本、米国、カナダ、エクアドル及びウルグアイ等ラテンアメリカ・カリブ海（LAC）諸国、豪州、ウガンダ、中国、英国等）

- ・ スクエアブラケットは残っているが、部会議長やメンバーにとって実用的で役立つ文書であり、現時点でこれ以上の作業は不要。
- ・ 部会議長やメンバーに共有して、試験的に活用すべき。将来必要に応じて、その経験やインプットを基に、再検討することが可能。
- ・ 議論を継続するなら執行委員会で行うべき。
- ・ 議長ハンドブックに収載することを提案。
- ・ 今次総会において、ジルパテロール塩酸塩の議論（議題 4.8）にも役立った。
- ・ オプション 2（規格の脚注への記載）は含めるべきではない。コーデックス規格の価値を損なうことになる。 等

議論を継続すべきとする主な意見は以下のとおり。

（EU 加盟国、ノルウェー、タイ等）

- ・ 原則文の内容はコーデックスの議論にとって不可欠なもの。執行委員会で多くの時間とリソースをかけて作業をしてきたことを無駄にすべきではない。議長や全てのメンバーにとって有益なものであり、ガイダンスを最終化すべき。
- ・ 執行委員会で作業を行うのではなく、全てのメンバーが関与できるよう総会等で議論を継続すべき。
- ・ ガイダンスは最終版ではなく、また全メンバーが合意した文書ではない。今次総会において、環境問題が OLF かどうかに関するコンセンサスに至らなかったことから（議題 4.6）、本ガイダンスの開発はまだ予備段階にある。試験的な運用には時期尚早。

- ・ 定義を更に議論すべき。特に、「Reservation（留保）」と「Abstain from acceptance（規格の受諾の拒否）」の違いに関するガイダンスが必要。
- ・ オプション 2（規格の脚注への記載）を支持。 等

議論の結果、総会は以下の結論に合意した。

- ・ ガイダンスの作業の進展を賞賛。ガイダンス作成プロセスを通じて、メンバーは原則文の運用に敏感に反応するようになったことを確認。
- ・ ガイダンスは最終版ではなく、合意されたものでもない。
- ・ 原則文の範囲内にある問題の審議を促進するため、部会議長にガイダンスを付託する提案を承認。
- ・ メンバーに対し、コーデックス規格の策定プロセスにおいて、必要に応じて、ガイダンスを考慮するよう促す。
- ・ コーデックス事務局からメンバーとオブザーバーに回付文書を発出し、ガイダンスの改善と最終化、追加すべきもの等に関する具体的な提案を募る。提案と部会議長からのコメントを踏まえ、第 46 回総会（2023 年 11 月）で議論する。

(3) 新たな食料源と生産システム（NFPS）

第 44 回総会において、コーデックスにおいて NFPS に関する作業をどのように進めるか等の検討を開始すること、執行委員会の下に総会副議長（チリ）を議長とする小委員会を設置し、コーデックス事務局、FAO 及び WHO の支援を受けて、検討を行うことに合意した。NFPS として、海藻、微細藻類、食用昆虫、細胞培養ベースの食品（肉、魚、乳製品）、植物ベースの代替たんぱく質、3D プリント食品を例示。

第 83 回執行委員会では、

- ・ FAO と WHO に対し、今後もメンバーに NFPS に関する情報を提供すること
- ・ 総会に対し、メンバーにコーデックスの既存の枠組みの中で、NFPS に関する提案をするよう奨励すること

等を総会に勧告した。執行委員会では、ヨーロッパ地域のメンバーから、コーデックスの既存の枠組みとルールでは NFPS を扱うのには不十分である可能性があり、総会の下に電子作業部会（EWG）を設置し、NFPS に関する作業をコーデックスにおいてどのように進めるか検討すべきとの意見も出されたが、最終的に勧告には含まれなかった。

今次総会では、総会副議長（チリ）が報告と議事進行を行った。議論において、多くのメンバーから、NFPS への高い関心が示され、コーデックスがこの問題にタイムリーに取り組むことの重要性が指摘されたが、特定の NFPS に関する具体的な問題提起はなく、コーデックスで NFPS に関する作業をどのように進めるかが一番の論点となった。

具体的には、執行委員会の勧告を支持する意見と、総会の下に EWG を設置して検討すべきとの意見に大きく分かれた。

執行委員会の勧告を支持する主な意見は以下のとおり。

(日本、米国、カナダ、中国、ウルグアイ、マレーシア、キューバ等)

- ・ NFPS であってもコーデックスの既存の枠組みとルールで十分対応可能であり、必要に応じて関連部会あるいは執行委員会に直接、新規作業提案を提出すべき
- ・ 新規食品について何を議論するのか不明確なまま EWG を作ることに反対
- ・ ハザードごとに既存の部会で対応可能なので EWG は不要
- ・ EWG を作っても既存の部会と作業が重複する 等

総会の下に EWG を設置して議論すべきとする主な意見は以下のとおり。

(EU 加盟国、ノルウェー、チリ、韓国、シンガポール等)

- ・ NFPS は今までの食品のカテゴリーに入らないため、コーデックスの既存の枠組みとルールでは不十分である可能性。EWG を設置し、コーデックスでの NFPS に関する作業の進め方を検討することが必要。
- ・ EWG では、NFPS に関する新規作業の開始が可能かどうかや NFPS の部会横断的な作業に関する手続き面での課題があるかどうかの調査の他、NFPS の毒性、アレルギー誘発性、化学的ハザード、微生物ハザードの評価や新しい生産プロセスに関する評価が得られるかどうか検討することを提案。
- ・ EWG の議長を務める用意がある (デンマークが表明、EU 加盟国が支持)。
- ・ タスクフォースなどを作る場合にはホストする用意がある (韓国)。 等

議論の結果、総会の以下の結論で合意した。

- ・ NFPS について、コーデックスで柔軟にタイムリーに取り組むことの必要性を確認。
- ・ 部会をまたぐ問題について、執行委員会が調整役を務めることを確認。
- ・ FAO と WHO に対し、今後もメンバーに NFPS に関する情報を提供するよう強く奨励。
- ・ メンバーに対し、コーデックスの既存の枠組みの中で、NFPS に関する提案をすること、また部会に対し、各部会の審議において NFPS を検討することを奨励。
- ・ 新たな調整メカニズム (EWG 等) を作ることについてはコンセンサスが得られなかった。
- ・ 今後、コーデックス事務局からメンバー、オブザーバーに回付文書を発出し、コーデックスの現在の手続きや部会では対処できない NFPS に関する課題に関する情報を募る。

- ・ 第 46 回コーデックス総会（2023 年末）で議論する。

(4) コーデックスの将来

第 81 回執行委員会において、2023 年のコーデックス 60 周年記念に向けてコーデックスの今後の「青写真」を開発するプロセスを執行委員会が検討すること、作業は 2022 年第 1 四半期に開始し、メンバーとオブザーバーの関与も確保しつつ進められることに合意し、第 44 回総会でも支持された。

第 82 回執行委員会では、執行委員会に総会副議長（ケニア）を議長とする小委員会を設置し、コーデックス事務局の協力を得て、2023 年の第 84 回執行委員会に提出するコーデックスの将来に関する青写真のドラフトと報告書を作成すること、作成にあたり、メンバーとオブザーバー、FAO 及び WHO、部会議長、地域調整国、ホスト国事務局の見解を考慮することに合意した。

今次総会では、総会副議長（ケニア）が執行委員会の報告と議事進行を行った。

報告の主なポイントは以下のとおり。

- ・ 当該作業はまだ進行中であるが、現在までのところ、作業の焦点は、コーデックスの作業慣行。特に①会合形式（バーチャル会合とハイブリッド会合）、②新規作業提案、③電子作業部会（EWG）。
- ・ ①会合形式に関し、バーチャル会合及びハイブリッド会合はコーデックスにとって必須のツールであることが確認された。これらの会合形式を継続的に適用できるようにするために、いずれは手続きマニュアルを見直す必要があるか否か等について、総会に検討するよう勧告した。
- ・ ②新規作業提案に関し、コーデックス事務局に、新規作業提案のための実用的なガイダンスの作成を要請した。今後、執行委員会で検討する予定。第 33 回 CCGP はメンバー全体で議論する機会になる。NFPS の新規作業提案にとっても役立つものになるだろう。
- ・ ③EWG に関し、コーデックス事務局が作成中の EWG ハンドブックが完成したら全ての部会に共有するよう勧告した。
- ・ 今後の進め方に関し、第 84 回執行委員会に向けて小委員会において作業を行うが、その間、2023 年 3 月～4 月に、メンバーとオブザーバーとの協議を予定している。

議論において、主に以下の発言があった。

- ・ どのような会合形式でも、透明性とできるだけ多くの参加者を確保すべき（エクアドルがラテンアメリカ・カリブ海地域（LAC）調整国として）
- ・ ①会合形式に関し、コーデックスの復元力と柔軟性を確保するために、ある時

点では手続きマニュアルを見直さなければならない。この作業を CCGP ができるだけ早期に引き受けるよう求めたい。②新規作業提案のガイダンスに関し、手続きマニュアルに忠実な内容にすべきであり、検討する部会としては CCGP が最適。(フランス (EU 加盟国を代表して))

- ・ ①会合形式に関する手続きマニュアルの見直しに関し、執行委員会では、バーチャル会合やハイブリッド会合の経験をもっと積む必要があるとのことから、現時点では時期尚早との結論になった。また、手続きルール VI. 2 の”the place”は、バーチャル会合も含むとする法務部門の見解に総会は合意したと理解している。②新規作業提案のガイダンスに関し、コーデックス事務局が作成し、執行委員会で検討した後、CCGP で検討することは合理的な方法。今後の進め方に関し、野心的なタイムスケジュールだが成功するよう願う。(米国)

米国の発言に対し、コーデックス事務局長から、第 44 回総会が決定した、”the place”はバーチャル会合を含むとする解釈は、総会にではなく、執行委員会を含む部会にのみ適用される、FAO あるいは WHO の本部以外で総会を開催する場合には、メンバーの 3 分の 2 の承認が必要であり、将来的にそのような承認プロセスを避けるためには手続きマニュアルの見直しが必要になるかもしれないが、法務部門の助言を受ける必要があり、次の総会に向けて文書を用意する旨回答があった。

議長から、本事項の結論として、総会が必要に応じてバーチャルで開催できるようにするために手続きルールの修正が必要か否かについて、コーデックス事務局が FAO 及び WHO の法律部門と協議して文書を用意し、次回総会で議論するための文書を用意する等の案が示された。この案に対し、フランス (EU 加盟国) から、文書は CCGP で検討されるべきとの意見があったことから、コーデックス事務局が FAO 及び WHO の法律部門と用意する文書はまず CCGP で検討された後、総会に示される案に修正された。エクアドルより CCGP での検討に反対意見が出されたが、コーデックス事務局長から、第 33 回 CCGP は第 46 回総会の前に開催される予定であり、CCGP へ照会することは通常の慣行であるとして、案のとおり合意された。

議題 3. 手続きマニュアルの修正

(概要)

第 32 回一般原則部会 (CCGP) (2021 年 2 月) において、コーデックス事務局から、手続きマニュアルには、文書中に用語の整合のとれていない箇所があり、また明確さや読みやすさの改善も必要であるため、第 44 回総会に、手続きマニュアルの変更が必要かどうかについて分析した文書を提示する予定との説明があった。また、手続きマニュアル中の「コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続き

指針」(以下、ガイド)に関し、第32回 CCGP で出された意見を考慮して、ガイドの修正及びバージョン番号と履歴に関する文書を用意し、第44回総会に提出し、CCGP に付託するかどうかを検討することに合意した。第44回総会ではこれらの文書は提示されず、今次総会に提示されているもの。

コーデックス事務局から、手続きマニュアル中の用語の整合に関しては、コーデックス事務局が FAO の出版部門とともに FAO の編集スタイルにあわせて修正する作業を行っており、今次総会には、スペルや文法、大文字表記、参照文書の表記に関する修正の情報が紹介された。この整合作業を行っているために、手続きマニュアルの第28版の発行が遅れている旨説明があった。第28版には総会で採択された手続きマニュアルの修正は全て反映される予定とのこと。

ガイドの修正に関しては、コーデックス事務局が FAO の出版部門とともに FAO の出版物や他の国際基準設定機関がどのように文書の変更や更新を定義しているかを調査し、コーデックスでは一般的に「revision (改定)」は「amendment (修正)」よりも大幅な実質的な文書の変更を示すが、変更箇所のボリュームや新しい内容の追加の観点での説明がガイドには含まれていないため、明確な規準を設けたいとして、コーデックス事務局が CCGP で検討するために以下を含む文書を作成することが提案された。

- ・ 歴史的にコーデックス文書の修正と改定がどのように扱われてきたかについての調査。
- ・ FAO や産業界から出版されている基準との一貫性と整合性を拡大するための改善を提案。
- ・ 修正、改定、新しい版に関する明確な規準とオプションを勧告。
- ・ ガイドの更新案を提示。

事務局案に対し、特に異論はなく、コーデックス事務局が第33回 CCGP に向けて文書を作成することになった。

議題4. 部会の作業

2021年10月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択(ステップ8、ステップ5/8)、予備採択(ステップ5)、新規作業提案(ステップ1)、作業中止、既存の文書の廃止、修辭上の修正(amendment)等を諮ることになった文書が審議された。審議では、第82回・第83回執行委員会からの勧告(クリティカルレビューの結果)が考慮された。(執行委員会からは、以下に特に言及がない限り、今次総会に承認・採択が勧告された。)

議長から、予備採択(ステップ5)の事項に関し、技術的な意見がある場合は、ステップ6で提出し、ステップ7において部会で議論することが可能である旨が紹介された。

4.1 油脂部会 (CCFO)

(2021年10月に開催された第27回CCFOから提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
<p>名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案：ひまわり油の必須成分の改訂 (ステップ 5/8)</p>	<p>名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) のひまわり油の脂肪酸組成と定義を改訂する作業。第40回総会 (2017年) で新規作業承認。第27回CCFOは、総会に最終採択を諮ることに合意。ロシアとウガンダが屈折率の最大値の修正に関し、ロシアがけん化価の最小値の修正に関し、留保した。</p> <p>(結論) 最終採択された。ロシアが部会と同様の理由で留保した。</p>
<p>許容される前荷のリスト (CXC 36-1987 付属書II) の修辭上の修正</p>	<p>第26回CCFOは、許容される前荷のリスト (CXC 36-1987 付属書II) の修辭上の修正を行うことに合意。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>
予備採択	
<p>名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案：アボカド油の追加 (ステップ 5)</p>	<p>名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) にアボカド油を追記する作業。第40回総会で新規作業承認。第27回CCFOは、総会に予備採択を諮ること、執行委員会と総会に第28回CCFOまで作業期限の延長を要請することに合意。チリは定義の部分に関し留保した。</p> <p>(結論) 予備採択された。 チリは、定義の部分に関する部会での留保について改めて表明した。議長及びマレーシア (CCFO 議長) が、ステップ 5 であり、ステップ 6 でコメント提出は可能と指摘した。</p>
新規作業提案	

<p>名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂：カメリアシードオイルの追記、サチャインチオイルの追記、高オレイン酸大豆油の追記（ステップ 1）</p>	<p>第 26 回 CCFO は、名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）にカメリアシードオイル（中国提案）、サチャインチオイル（ペルー提案）、高オレイン酸大豆油（米国提案）を追記する作業の開始に合意。</p> <p>（結論） 作業開始が承認された。</p>
<p>魚油の規格（CXS 329-2017）の改訂：カラヌスオイルの追記（ステップ 1）</p>	<p>第 26 回 CCFO は、魚油の規格（CXS 329-2017）にカラヌスオイル（ノルウェー提案）を追記する作業の開始に合意。</p> <p>（結論） 作業開始が承認された。</p>

4.2 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

（2021 年 11～12 月に開催された第 42 回 CCNFSDU から提出されている文書²）

事項	概要
最終採択	
<p>Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドライン案（ステップ 8）</p>	<p>急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関するガイドラインを作成するもの。第 39 回総会（2016 年）で新規作業承認。第 43 回総会（2020 年）で予備採択。食品添加物条項は第 52 回食品添加物部会（CCFA）（2021 年）、表示条項は第 46 回食品表示部会（CCFL）（2021 年）において承認された。第 42 回 CCNFSDU は、総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>（結論） EU 及び WHO から提案されている編集上の修正が反映され、最終採択された。 アフリカの複数のメンバーから支持する意見が出されたが、インドは採択を支持するものの糖含有量とナトリウム含有量が高いため将来見直しが必要であること、オブザーバー（ENCA、NHF、</p>

² 第 98 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>

	IBFAN) からマグネシウム含有量が不十分、母乳育児の妨げになる等の意見が出された。
--	---

4.3 食品衛生部会 (CCFH)

(2022年2～3月に開催された第52回CCFHから提出されている文書³⁾)

事項	概要
最終採択	
生物による食品に起因するアウトブレイク管理のためのガイドライン案 (ステップ 8)	<p>微生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクを管理するため、政府当局向けのガイドラインを作成するもの。第 41 回総会で新規作業承認。第 43 回総会で予備採択。第 52 回 CCFH は、総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>
CCP を特定するための判断樹 (Decision Tree) 原案 (食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) の改定) (ステップ 5/8)	<p>食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改定作業は、HACCP の重要管理点: Critical Control Point (CCP) を決定するのを支援するツールである判断樹 (Decision Tree、以下「DT」という。) 以外は第 43 回総会において最終採択された。第 52 回 CCFH は、DT の検討作業を引き続き行った結果、総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p> <p>CXC 1-1969 の一連の改定作業が完了し、CCFH 議長と作業に貢献したメンバーへの感謝が示された。</p> <p>CCFH 議長は、コーデックス文書中の食品衛生に関する条項と食品衛生の一般原則 (CXC-1969) との整合作業を進める旨表明した。</p>

³ 第 100 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/100-1.pdf>

4.4 生鮮果実・野菜部会（CCFFV）

（2022年4～5月に開催された第22回CCFFVから提出されている文書）

事項	概要
最終採択	
タマネギ及びエシャロットの規格原案（ステップ5/8）	<p>第41回総会で新規作業承認。</p> <p>第22回CCFFVは、総会に最終採択を諮ること、表示条項と食品添加物条項はそれぞれCCFLとCCFAに承認を求めることに合意。</p> <p>Extra classでの「quality tolerances」の設定に関し、EU及びEU加盟国とコロンビアが留保した。</p> <p>（結論）</p> <p>最終採択された。</p> <p>Extra classでの「quality tolerances」の設定に関し、EU、ノルウェー、スイスが留保した。</p>
ベリーフルーツの規格原案（ステップ5/8）	<p>第41回総会で新規作業承認。</p> <p>第22回CCFFVは、総会に最終採択を諮ること、表示条項と食品添加物条項はそれぞれCCFLとCCFAに承認を求めることに合意。Extra classでの「quality tolerances」の設定に関し、EU及びEU加盟国とコロンビアが留保した。</p> <p>（結論）</p> <p>最終採択された。</p> <p>Extra classでの「quality tolerances」の設定に関し、EU、ノルウェー、スイスが留保した。</p>
生鮮デーツの規格原案（ステップ5/8）	<p>第39回総会で新規作業承認。</p> <p>第22回CCFFVは、総会に最終採択を諮ること、表示条項と食品添加物条項はそれぞれCCFLとCCFAに承認を求めることに合意した。</p> <p>アルジェリアが規格のタイトルに「生鮮」を用いることに関し、アルジェリアとモロッコが水分含有量の範囲に関し、コロンビアが「quality tolerances」の設定に関し、それぞれ留保した。</p> <p>（結論）</p>

	<p>予備採択された。</p> <p>モロッコは、最低水分含有量（30%）に関し、科学的根拠に基づいておらず、自国の製品がほとんど除外されてしまうとして、またアルジェリアも同じく最低水分含有量の問題と「生鮮」は通常の貿易では使用されていないとして、ステップ 5 での予備採択を主張した。複数の近東、アフリカのメンバー、一部のオブザーバー（アフリカ連合）もこれを支持した。総会は技術的な議論をする場ではなく、議論を再開すべきではないとして、部会での結論を支持する意見も複数のメンバーから出され、またコーデックス事務局から、最低水分含有量については、加工果実・野菜部会（CCPFV）が作成した「デーツ規格（CXS 143-1985）」が対象とする製品の数値（最大 30%）を考慮する必要があることについて指摘があったが、最終的にステップ 5 に留めることになった。</p>
<p>バナナの規格（CXS 205-1997）の修正</p>	<p>バナナの規格の製品の範囲に関し、修辞上の修正を行うもの。</p> <p>（結論） 最終採択された。</p>
<p>新規作業提案</p>	
<p>ルロ（Castilla lulo）の規格策定（ステップ 1）</p>	<p>第 22 回 CCFFV は、コロンビアの提案により、ルロの規格策定作業の開始に合意。</p> <p>第 83 回執行委員会では、複数のメンバーから、新規作業を開始するために限定的な地域のデータしか示されておらず、国際的な生産量や貿易に関するデータが不十分であること、CCFFV においてクリティカルレビューの前にもう少し確認が必要であることについて懸念が示されたが、開発途上国でコーデックス規格開発のニーズがある一方でデータを収集することに困難な場合がある状況を考慮し、最終的には総会に対し、承認を勧告した。</p> <p>（結論）</p>

	<p>インドネシアが執行委員会で出された懸念と同様の意見を示し、本規格策定作業はまず地域規格として進め、将来国際的な生産や貿易がデータで示すことができれば、国際規格に変更することを提案した。これをコロンビアが了承し、LAC の規格として作業を開始することになった。規格原案作成にあたり、LAC 地域調整国がサポートすることが提言された。</p>
<p>生鮮カレーリーの規格策定（ステップ 1）</p>	<p>第 22 回 CCFFV では、インドの提案により、生鮮カレーリーの規格策定作業の開始に合意。</p> <p>第 83 回執行委員会では、複数のメンバーから、新規作業を開始するために国際的な生産量や貿易に関するデータがないことに関し、懸念が表明されたが、上記ルロと同様、最終的には総会に対し、承認を勧告した。</p> <p>（結論） 作業開始が承認された。</p>

4.5 食品汚染物質部会（CCCF）

（2022 年 5 月に開催された第 15 回 CCCF から提出されている文書⁴）

事項	概要
最終採択	
<p>カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範案（ステップ 8）</p>	<p>栽植の際の留意事項、土壌の管理方法や土壌からの吸収抑制対策、収穫後の発酵時の低減対策、輸送時の管理方法などを規定するもの。第 42 回総会（2019 年）で新規作業承認。第 44 回総会で予備採択。</p> <p>第 15 回 CCCF では、総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>（結論） 最終採択された。</p>
<p>カカオパウダー（総乾燥カカオ固</p>	<p>第 37 回総会（2014 年）で新規作業承認。</p>

⁴ 第 100 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/100-1.pdf>

<p>形分 100%) 中のカドミウムの最大基準値 (ML) 案 (ステップ 5/8)</p>	<p>第 15 回 CCCF では、総会に 2.0 mg/kg の ML 原案の最終採択を諮ることに合意。EU、カメルーン、エジプト及びウガンダが留保した。</p> <p>(結論) 最終採択された。 主に消費者の健康保護の観点からより低い ML を設定すべきとして、EU、カメルーン、ノルウェー、スイス、ロシアが留保した。</p>
<p>チョコレート (総乾燥カカオ固形分 30%未満) 及びチョコレート (総乾燥カカオ固形分 30%以上 50%未満) 中のカドミウムの最大基準値の適用部位の追加に関する修正</p>	<p>第 44 回総会で最終採択されたチョコレート中のカドミウムの 2 つ ML において、汚染物質の一般規格 (CXS193-1995) の様式で必要とされる「ML の適用部位」の表記が欠落していたことから、採択済みの他のチョコレートの ML との整合をとる形で修正を総会に諮るもの。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>
<p>特定の食品群中の鉛の ML 原案 (乳幼児用穀類加工品、白砂糖及び精製糖、コーンシロップ及びメープルシロップ並びにはちみつ、砂糖類を主原料とする飴菓子) (ステップ 5/8)</p>	<p>第 42 回総会で新規作業承認。 第 15 回 CCCF では総会に、以下の ML 原案の最終採択を諮ることに合意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児用穀類加工品 : 0.02 mg/kg ・ 白砂糖及び精製糖、コーンシロップ及びメープルシロップ並びにはちみつ : 0.1 mg/kg ・ 砂糖類を主原料とする飴菓子 : 0.1 mg/kg <p>(結論) 最終採択された。 白砂糖及び精製糖について、インドが留保した。</p>
<p>オレンジラフィー及びキングクリップ中のメチル水銀の ML 原案 (ステップ 5/8)</p>	<p>第 44 回総会で新規作業承認。 第 15 回 CCCF では総会に、以下の ML 原案の最終採択を諮ることに合意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オレンジラフィー (英名 : orange roughy、学名 : <i>Hoplostethus atlanticus</i>) : 0.8 mg/kg ・ キングクリップ (英名 : pink cusk-eel、学名 : <i>Genypterus blacodes</i>) : 1.0 mg/kg

	<p>(結論) 最終採択された。</p>
<p>特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンのML原案(加工向けのトウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品(食料援助向けを除く)、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品)(ステップ 5/8)</p>	<p>第 42 回総会で新規作業承認。 第 15 回 CCCF では総会に、以下の ML 原案の最終採択を諮ることに合意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工向けのトウモロコシ穀粒：15 µg/kg (ケニア、ルワンダ、ウガンダが留保) ・ トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク：10 µg/kg (エジプト、EU、カザフスタンが留保) ・ 玄米：20 µg/kg (エジプト、EU、カザフスタン、ケニア、シンガポール、スーダンが留保) ・ 精米：5 µg/kg (インドが留保) ・ 加工向けのソルガム穀粒：10 µg/kg ・ 乳幼児用穀類加工品(食料援助向けを除く)：5 µg/kg (エジプト、EU、イラン、ケニア、カザフスタン、ロシア、シンガポール、ウガンダ、英国が留保) ・ 食料援助向けの乳幼児用穀類加工品：10 µg/kg (エジプト、EU が留保) <p>(結論) (議論の詳細は本表の後に記載) 最終採択された。全てあるいは一部の品目に、EU 及び約 30~45 か国が留保した。 総会から CCCF に対し、総アフラトキシンの ML (全品目) の 3 年以内の見直しの実施と、十分なデータが提供されない場合でも 5 年以内の見直しの実施を要請することに合意した。さらに FAO、WHO、その他の関連の国際機関、キャパシティビルディングのドナー国に対し、穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の実施と各国のデータ作成を支援するよう要請することに合意した。</p>
<p>乳幼児用穀類加工品中のデオキシニバレノール (DON、かび毒の一種) の ML に関する上記 (総ア</p>	<p>上記の ML 採択に伴い、ML 適用部位と注釈に修正を加えるもの。</p>

<p>フラトキシン) の ML 採択に伴う修正</p>	<p>(結論) 最終採択された。</p>
<p>予備採択</p>	
<p>特定の食品群中の鉛の ML 原案 (直接消費用乳幼児用調理済み食品) (ステップ 5)</p>	<p>第 42 回総会で新規作業承認。 第 15 回 CCCF では、0.02 mg/kg の ML 原案を予備採択に進め、ML の適用除外について引き続き検討作業を行うことに合意。</p> <p>(結論) 予備採択された。</p>
<p>キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 (ステップ 5)</p>	<p>生産工程の各段階において、小規模から大規模までの生産者が適用可能な、キャッサバ及びキャッサバ加工品のかび毒 (アフラトキシン、オクラトキシン A) 汚染の防止、低減に関する実施規範を策定するもの。第 44 回総会で新規作業承認。 第 15 回 CCCF では、実施規範の内容については概ね支持が得られたものの、規範の範囲の明確化等、さらなる改善の余地があることから、総会に予備採択に進め、引き続き検討作業を行うことに合意。</p> <p>(結論) 予備採択された。タイから、予備採択に反対はしないが、実施規範の範囲について、食用キャッサバを対象としたものであり、飼料用キャッサバは対象外であることが不明確であるため、今後部会において引き続き議論したいとの発言があった。</p>
<p>作業中止</p>	
<p>生鮮卵、乾燥ニンニク及びモラセス中の鉛の ML</p>	<p>第 15 回 CCCF では、生鮮卵 (鶏卵及び鶯卵) に関しては汚染が極めて少なく、国際貿易も小さいこと、乾燥ニンニクに関してはすでに生鮮のニンニクについて鱗茎類の ML (0.1 mg/kg) が存在すること、現時点では 1 か国からの少数データのみが利用可能な状況であることから、これらの ML 設定を行わないことに合意。</p>

	(結論) 作業中止が合意された。
--	---------------------

<議論の詳細>

特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML 原案（加工向けのトウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品（食料援助向けを除く）、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品）（ステップ 5/8）

主に消費者の健康保護の観点からより低い ML を設定すべきとして、部会での表明よりも多くの国が留保を表明。特に、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品に乳幼児用穀類加工品（食料援助向けを除く）より高い ML 原案が設定されていることに、被援助国から反対意見が続出。留保が多く表明されているにも関わらず採択に進めることに疑問を示す国もあったが、FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）事務局及び CCCF 議長から、食料援助向けは通常の市場に出回る製品と異なり、短期的な消費が想定されていてその範囲で安全性が担保されていること、ALARA (as low as reasonably achievable) の原則に基づくアプローチにより ML 案を設定していること、基準値が設定されていないよりも基準値を設定する方がよいこと、さらに低い ML の設定は、食糧援助の供給の妨げになる可能性があること、現時点で再検討のため CCCF に戻しても新たな ML 案を検討するためのデータがないが、CCCF において 5 年以内に ML の見直しを行うことに合意していること等から、現在の ML 原案が最善の妥協策であるとの説明があった。強硬に反対し続ける国もいたが、見直しの時期について、3 年後に見直しすることが提案され、CCCF 議長もこの提案を受け入れたことから、最終的には、ML 案を最終採択するとともに、総会から CCCF に対し、総アフラトキシンの ML（全品目）の 3 年以内の見直しの実施と、十分なデータが提供されない場合でも 5 年以内の見直しの実施を要請することに合意した。さらに FAO、WHO、その他の関連の国際機関、キャパシティビルディングのドナー国に対し、穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の実施と各国のデータ作成を支援するよう要請することに合意した。

以下の国が留保した。

（加工向けのトウモロコシ穀粒）

アルジェリア、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、コモロ、コートジボワール、エジプト、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、レソト、マラウイ、マリ、モーリタニア、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ロシア、ルワンダ、セネガル、セーシェル、南スーダン、スーダン、ガンビア、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ウガ

ンダ、ザンビア、ジンバブエ

(トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク)

アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、コートジボワール、エジプト、EU、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、レソト、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、ナミビア、ニジェール、北マケドニア、ノルウェー、ロシア、セネガル、セーシェル、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スイス、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

(玄米)

アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、コモロ、コートジボワール、エジプト、エチオピア、EU、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キルギス共和国、レソト、リビア、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、ロシア、ルワンダ、セネガル、セーシェル、シンガポール、南アフリカ、スーダン、スイス、シリア、トーゴ、チュニジア、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ

(精米)

アルジェリア、バハマ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、コモロ、コートジボワール、エジプト、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、インド、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キルギス共和国、レソト、リビア、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ロシア、ルワンダ、セネガル、セーシェル、南アフリカ、南スーダン、シリア、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ

(加工向けのソルガム穀粒)

アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、エジプト、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キルギス共和国、レソト、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ロシア、セネガル、セーシェル、南アフリカ、南スーダン、スーダン、シリア、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ

(乳幼児用穀類加工品 (食料援助向けを除く))

アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン

ン、コモロ、コートジボワール、エジプト、エチオピア、EU、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、イラク、ヨルダン、カザフスタン、キルギス共和国、レソト、リビア、マラウイ、マリ、モーリタニア、モロッコ、モザンビーク、ニジェール、北マケドニア、ノルウェー、ロシア、ルワンダ、セネガル、セーシェル、シンガポール、南スーダン、スーダン、スイス、シリア、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、英国、ザンビア、ジンバブエ

(食料援助向けの乳幼児用穀類加工品)

アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、コモロ、コートジボワール、エジプト、エチオピア、EU、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ギニアビサウ、イラク、ヨルダン、ケニア、キルギス共和国、レソト、リビア、マラウイ、マリ、モーリタニア、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、ロシア、セネガル、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スイス、シリア、タンザニア、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

4.6 残留農薬部会 (CCPR)

(2022年7月に開催された第53回CCPRから提出されている文書⁵⁾)

事項	概要
最終採択	
<p>健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス MRL (CXL) の設定を免除し得る物質に関するガイドライン案 (ステップ 8)</p>	<p>MRL の設定が不要であるか、または設定を免除可能な健康への懸念の低い物質に関する国際的に調和されたガイドライン及び規準を作成する作業。第 42 回総会で新規作業承認。第 44 回総会で予備採択。</p> <p>第 53 回 CCPR は、総会に最終採択を諮ることに合意。討議文書に含まれている「免除し得る物質」のリストについては、あくまで例示であり網羅的なものでないこと、また、本作業開始時点で決定したとおり、採択される文書には含まれないことが確認された。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>

⁵⁾ 第 101 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/101-1.pdf>

<p>農薬の最大残留基準値 (MRL) 原案及び改定原案 (ステップ 5/8)</p>	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 53 回 CCPR で最終採択を諮ることに合意した 36 農薬の MRL 原案及び改定原案</p> <p>(結論)</p> <p>EU、ノルウェー、スイスは、部会と同様、EU における評価が未完了であること、EU と FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における評価結果の差等を踏まえ、MRL 案の全てまたは一部の決定に留保した。</p> <p>また、キノキシフェン、クロチアニジン、チアメトキサムの MRL 原案に関し、EU から、上記 3 農薬の使用は環境影響 (特に花粉媒介者に対する影響) の懸念があり、ワンヘルスアプローチの観点から環境問題は重要な世界規模の問題であり、コーデックス MRL の設定はコーデックス委員会がこれらの農薬の使用を認めていると理解されることから、コーデックス委員会の基準の策定や決定において考慮すべきその他の正当な要因 (Other Legitimate Factors (OLF)) に該当すると考えられるとの理由で、最終採択ではなくステップ 5 の予備採択に留め、部会で再度議論したいとの提案が出された。</p> <p>これに対し、日本の他、北米、中南米、アフリカ地域の多くの国から、環境問題はコーデックスのマンデート外であり、OLF には該当しないこと、環境問題を検討すべき他の国際的な枠組みで議論すべきであること、CCPR においても EU から同様の懸念が示されたが、議論の結果、最終採択に進めることとなったことについて指摘があった。</p> <p>最終的に 3 農薬の MRL 原案は最終採択された (EU、ノルウェー、スイス、北マケドニア、カザフスタンが留保) が、今次総会では環境問題が OLF か否かについてはコンセンサスに至らなかった。</p>
---	---

<p>食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改定：クラス D - 植物由来の加工食品</p>	<p>国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、クラス D（植物由来の加工食品）にかんきつ油（食用）、かんきつ果実（乾燥）、大豆粉を追加するもの。</p> <p>（結論） 最終採択された。</p>
<p>食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改定：可食臓器及びその他可食動物組織に対する調和された定義</p>	<p>CCPR と食品残留動物用医薬品部会（CCRVDf）による共同作業。動物用医薬品と農薬両方で使用される物質に関し、可食臓器及びその他可食動物組織に対する調和された定義を設定するもの。</p> <p>（結論） 最終採択された。また CCPR と CCRVDf の作業が成功を収めたことを確認した。</p>
<p>作業中止</p>	
<p>取り下げが提案された農薬の最大残留基準値（MRL）</p>	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 53 回 CCPR での合意に基づき既存の 5 農薬の MRL の作業を中止するもの。</p> <p>（結論） 作業中止が合意された。</p>
<p>既存のコーデックス文書の廃止</p>	
<p>廃止が提案された CXL</p>	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 53 回 CCPR での合意に基づき既存の 18 農薬の CXL を廃止するもの。</p> <p>（結論） 廃止が合意された。</p> <p>インドから、クロルピリホスの CXLs に関し、様々な作物に使用しているため、CXLs を廃止すると、国際貿易に影響を及ぼすことが懸念され、食料安全保障の面で問題であること、2022 年 12 月に予</p>

	<p>定されている Jmpr のための評価・検討のため、毒性学的データを提出しており評価結果が出るまで、CXLs の廃止は延期されるべきとの意見があった。Jmpr 事務局とコーデックス事務局から、廃止は定期的再評価に関する CCPR のリスク分析の原則に沿ったものであること、公衆衛生上の懸念も含めて検討し、前回 CCPR での議論の結果、廃止のコンセンサスに達したことについて説明があった。他にインドの意見を支持する国はなく、廃止が合意された。なお、インドは留保した。</p>
<p>残留農薬の同定、確認及び定量のための質量分析計 (MS) の使用に関するガイドライン (CXG 56-2005) の廃止</p>	<p>CCPR において、CXG 56 及び「食品及び飼料中の残留農薬の分析法に関する性能基準のガイドライン」(CXG 90-2017) における質量分析計に関する規定のレビューを行った結果、CXG 56 は既に技術的に古く今では使われなくなったような情報が多いこと、CXG 90 は質量分析に関して重要な部分をカバーしていることから、重複を避けるために CXG 56 を廃止すべきことに合意した。</p> <p>(結論) 廃止が合意された。</p>
<p>情報提供</p>	
<p>新規化合物の並行レビューにおける Jmpr の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則と手続き ・ 並行レビューにおける国際プロジェクトマネージャー選定のための規準 	<p>第 53 回 CCPR において、新規化合物の並行レビューにおける Jmpr の参加に関する CCPR 内の参照文書に合意したことを総会に共有するもの。</p> <p>(結論) 情報を確認した。</p>
<p>農業において環境阻害剤を使用することに関する貿易への影響の緩和</p>	<p>第 53 回 CCPR において環境阻害物質 (作物、土地、飼料、家畜等に使用し、地球温暖化ガスの排出を抑えたり、水系への窒素化合物の排出を抑えたりする物質) に関する議論を行った結論を総会に共有するもの。</p> <p>(結論) 情報を確認した。</p>

4.7 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

(2022年9～10月に開催された第6回CCSCHから提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
<p>サフランの規格案 (ステップ 8)</p>	<p>第 40 回総会で新規作業承認。第 42 回総会で予備採択。食品添加物条項は第 51 回 CCFA で承認。</p> <p>第 6 回 CCSCH では、総会に最終採択を諮ること、表示条項、分析・サンプリング条項はそれぞれ CCFL、CCMAS に承認を求めることに合意。米国が製品のグレードに「Extra class」を設けることに関し、米国、ジャマイカ、メキシコが収穫国の義務表示に関し、留保した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。カナダ及び米国より、製品のグレードに「Extra class」を設けることに関し、製品の競争上の優位性を促進することはコーデックスの役割ではないこと、収穫国の義務表示に関し、第 46 回 CCFL から CCSCH に一般的には原産国は義務表示、収穫国は任意表示とする旨回答しているが、収穫国を義務表示とする合理的理由がないこと、また多くの国が義務表示により偽装の問題に取り組むことができると期待していることは理解するが、この表示の信ぴょう性を科学的に検証することができないこと等を理由に、留保が表明された。この意見に対し、イラン等の近東のメンバーや EU 加盟国等より、「Extra class」は現在の貿易慣行に則した設定であること、貿易の促進のために経済価値を考慮することは重要であること、収穫国の義務表示は個々の規格で検討すべきであり、消費者誤認を避けるために必要である等を理由に最終採択を支持した。CCFA、CCFL で承認を受けた後に発行されることが確認された。</p>
<p>ナツメグの規格案 (ステップ 8)</p>	<p>第 40 回総会で新規作業承認。第 44 回総会で予備採択。食品添加物条項は第 52 回 CCFA、表示条項</p>

	<p>は第 46 回 CCFL でそれぞれ承認。分析・サンプリング条項の承認は、第 42 回 CCMAS (2023 年) での議論まで延期された。</p> <p>第 6 回 CCSCH は、総会に最終採択を諮ること、分析法を CCMAS に再提出することに合意。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。サウジアラビアとオマーンは、規格案の数値は製品の安全性への懸念から、留保した。CCFA、CCFL で承認を受けた後に発行されることが確認された。</p>
<p>トウガラシ・パプリカの規格原案 (ステップ 5/8)</p>	<p>第 40 回総会で新規作業承認。</p> <p>第 6 回 CCSCH は、総会に最終採択を諮ること、表示条項、分析・サンプリング条項はそれぞれ CCFL、CCMAS に承認を求めることに合意。</p> <p>第 83 回執行委員会において、食品添加物条項は CCFA へ承認を求める旨説明があった。</p> <p>シリアは一部の分析法の変更に関し、留保した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。モロッコが、付属書 1 の議論が不十分として、留保した。CCFA、CCFL で承認を受けた後に発行されることが確認された。</p>
<p>卸売用食品の容器の表示条項の 修正</p>	<p>既存の 8 つのスパイス・料理用ハーブ規格の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
<p>予備採択</p>	
<p>カルダモンの規格原案 (ステップ 5)</p>	<p>第 44 回総会で新規作業承認。</p> <p>第 6 回 CCSCH は、総会に予備採択を諮ること、表示条項、分析・サンプリング条項はそれぞれ CCFL、CCMAS に承認を求めることに合意。</p> <p>第 83 回執行委員会において、食品添加物条項は CCFA へ承認を求める旨説明があった。</p>

	<p>(結論) 予備採択された。</p>
<p>植物の部位により果実 (Dried Fruits and Berries) に分類されるスパイスのグループ (オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス) の規格原案 (ステップ 5)</p>	<p>第 44 回総会で新規作業承認。 第 6 回 CCSCCH は、オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニスを総会に予備採択を諮ること、表示条項、分析・サンプリング条項はそれぞれ CCFL、CCMAS に承認を求めることに合意。(バニラはステップ 2/3 で引き続き検討) 第 83 回執行委員会において、食品添加物条項は CCFA へ承認を求める旨説明があった。</p> <p>(結論) 予備採択された。 米国から、第 83 回執行委員会報告書パラ 36 に記載されているように、スパイス・料理用ハーブ規格の作業を効率的に進めるため、以前執行委員会及び総会で承認されたグループ規格の策定を継続する必要性が再確認された。</p>

4.8 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

事項	概要
その他	
<p>ジルパテロール塩酸塩 (牛の筋肉、肝臓及び腎臓) の MRL 原案</p>	<p>CCRVDF の第 24 回会合 (2018 年) 及び第 25 回会合 (2021 年) において、JECFA から提案された MRL 原案の科学的妥当性は確認されたが、EU、タイ、中国、ロシア等の反対により、総会に採択に進めることができなかった問題。CCRVDF 議長から本件の進め方に関し助言を求められたことを受け、2021 年 11 月の第 81 回執行委員会及び総会で長時間にわたり議論したが、ステップを進める手続きをとることに合意できず、今次総会に議論が延期された。また、今次総会では、本件の解決を図るための全ての選択肢が用意されることとなった。</p> <p>第 83 回執行委員会は、本件に関し、総会に何も勧</p>

	<p>告しないことに合意。</p> <p>(結論) (議論の詳細は本表の後に記載) 予備採択された。予備採択 (ステップ 5)、ステップ 6 以降は CCRVDF に戻さず、総会で取り扱うことになった。</p>
--	--

<議論の詳細>

ジルパテロール塩酸塩 (牛の筋肉、肝臓及び腎臓) の MRL 原案

総会前週の 11 月 19 日 (土)、議長から、本件の総会での進め方について通知があった。主なポイントは以下のとおり。

- ・ 手続きルールに従うと、総会開始時点でステップ 4。
- ・ 手続きルールに従う必要があるが、コンセンサスあるいは投票により、この手続きルールを停止することは可能。
- ・ 手続きの変更は 24 時間前に通知する必要がある。11 月 22 日 (火) 午後、メンバーの意見を聴き、コンセンサスがあるかどうか決定する。
- ・ コンセンサスがないと判断すれば、11 月 23 日 (水) の午後、投票を行う。
- ・ 投票は、段階的に行う。①予備採択 (ステップ 5) するか否かの投票 (過半数の賛成が必要)。予備採択が可決された場合には、②ステップ 6、7 をとばし、ステップ 8 に進む手続きを行うか否かの投票 (3 分の 2 以上の賛成が必要)。これも可決された場合には、③最終採択 (ステップ 8) するか否かの投票 (過半数の賛成が必要)。
- ・ 投票は FAO ルールに従って実施する。

今次総会では、議長から、まず JECFA のリスク評価に関する意見が求められた。従来同様、北米、中南米地域の国を中心に、JECFA のリスク評価を強く支持する意見が出されたが、ロシア、中国、タイからは肝臓及び腎臓以外の内臓の摂取量が多いにもかかわらず評価が行われていないこと等を理由に、評価結果は受け入れられないとする意見が示された。オブザーバーからは、ジルパテロールについての評価は行われているが、実際の曝露においては他の化学物質と複合曝露しているにもかかわらず、その評価が行われていないとの意見が示された。JECFA 事務局からリスク評価の正当性及び新しい科学的知見や情報が示されていないことについて、改めて説明があった。さらに、CCRVDF 議長から、肝臓及び腎臓以外の内臓の評価に関し、来年 (2023 年) 2 月に開催される第 26 回 CCRVDF において、JECFA 評価の優先リストへの登録を提案可能であること、CCRVDF において外挿 MRL 案及び可食臓器における MRL 外挿方法について検討中であることについて説明があった。

その後、議長から、本件の今後の進め方に関する意見が求められた。EU、ヨーロッパの国々、タイ、中国はステップを進めることに反対意見を表明し（ステップ 4 を維持）、日本の他、北米、中南米、アフリカの国々はステップを進めることを支持する意見を表明した。この結果、議長から、本件はコンセンサスがないとの判断が下され、投票が実施されることになった。

<投票結果>

以下の投票が行われた。なお、EU の票は投票に参加した EU 加盟国数。

【投票①】予備採択（ステップ 5）するか（投票総数の過半数必要、挙手投票により、投票結果に国名は記録しない）

賛成：87 票（日本含む）、反対：48 票、棄権：7 票

（可決には投票数 135 のうち 68 票が必要）

（結果）過半数の賛成が得られたため可決され、予備採択された（ステップ 5）。

【投票②】ステップ 6、7 をとばし、ステップ 8 に進む手続き（ステップ 5/8 による最終採択）をとるか（投票総数の 3 分の 2 以上必要、点呼投票により、投票結果に国名を記録する）

賛成：84 票（日本含む）、反対：46 票（EU26 票含む）、棄権：9 票

（可決には投票数 130 のうち 87 票が必要）

（結果）3 分の 2 以上の賛成が得られなかったため、否決された。

従って、ステップ 5/8 での最終採択の投票は行われなかった。

なお、投票結果の国名は以下の通り。

- ・賛成：アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、バハマ、ベリーズ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カナダ、チャド、チリ、コロンビア、コモロ、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エチオピア、フィジー、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、日本、ヨルダン、ケニア、キリバス、レソト、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ニューージーランド、ニカラグア、ニジェール、オマーン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア、セネガル、セーシェル、シンガポール、ソロモン諸島、南アフ

リカ、南スーダン、スーダン、スリナム、東ティモール、トンガ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、タンザニア、米国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ザンビア、ジンバブエ

- ・反対：アルバニア、アゼルバイジャン、ベナン、中国、EU、インド、イラン、カザフスタン、キルギス共和国、モンテネグロ、北マケドニア、ノルウェー、モルドバ、ロシア、サンマリノ、サウジアラビア、スイス、シリア、タイ、トルコ、トルクメニスタン
- ・棄権：バルバドス、インドネシア、クウェート、リビア、カタール、韓国、トーゴ、英国、ベトナム

投票の結果に関し、ステップを進めることに反対する EU 等から、この結果に強く反対する旨の声明が出された。コーデックス委員会の歴史において数少ない投票による採択であること等を考慮し、各国の声明は報告書に記載されることになった。また、CCRVDF 議長から、ジルパテロール MRL について、部会でこれ以上技術的な議論する内容はない旨の発言があり、議論の結果、ステップ 6 以降は CCRVDF に戻さず総会で進めることになった（中国が留保）。

また、次回総会までの間に、議長・副議長はメンバーと非公式コンサルテーションを行うことになった。次回総会では、今次総会の議論の記録とステップ 6 で提出されるコメントに基づき議論される。

なお、レポート採択の際に、コーデックス事務局から、第 81 回 JECFA 会合において脂肪は評価されていないこと、JECFA 事務局より脂肪は残留をモニタリングするのに適していないことから脂肪の MRL は提案しないとの説明があった。そのため、脂肪の MRL 原案は除かれることになった。今後の議論の対象は、牛の筋肉、肝臓及び腎臓の MRL 原案のみとなった。

4.9 地域調整部会

(2022 年 5 月に開催された第 32 回ヨーロッパ地域調整部会 (CCEURO) から提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
卸売用食品の容器の表示条項の修正	<p>シャントレル（キノコ的一种）の地域規格（CXS 40R-1981）の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。</p> <p>（結論） 最終採択された。</p>

(2022年9月に開催された第24回アフリカ地域調整部会(CCAFRICA)から提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
<p>乾燥肉の地域規格案(ステップ8)</p>	<p>第39回総会で新規作業承認。第43回総会で予備採択されたが、LACの加盟国からの要請により、将来、総会において国際規格への変更を検討する可能性を含めることに合意した。表示条項は第46回CCFLで承認。分析・サンプリング条項は第41回CCMASで水分活性と灰分の分析法のみ承認された。</p> <p>第24回CCAFRICAは、総会に最終採択を諮ること、卸売用食品の容器の表示条項と水分活性と灰分以外の分析法を、それぞれCCFLとCCMASに承認を諮ることに合意した。</p> <p>第83回執行委員会において、食品添加物条項はCCFAへ承認を求める旨説明があった。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p> <p>キューバから、第43回総会において、乾燥肉は国際的に流通している製品であることから、将来総会において、国際規格への変更を検討する可能性に合意しており、スコープを変更して他の地域にも適用できる国際規格にしたいとの意見が出された。議長から、本地域規格の採択に続き、国際規格への変更を希望するメンバーは、新規作業提案を提出してほしい旨、及び、第84回執行委員会のクリティカルレビューが提案を精査する最初の機会である旨の回答があった。</p>
<p>アフリカ地域における調和された食品に関する法令の作成を支援するためのガイドライン原案(ステップ5/8)</p>	<p>アフリカ地域加盟国における食品及び食品管理に関連する国内法制度の作成や見直しを支援するガイドラインを策定するもの。第43回総会で新規作業承認。</p> <p>第24回CCAFRICAは、総会に最終採択を諮ること</p>

	<p>とに合意。</p> <p>(結論) 最終採択された。ウガンダ（アフリカ地域調整国）から、アフリカ地域は自由貿易の拡大に取り組んでおり、コーデックス規格は参照文書として重要な役割を果たしている旨、このガイドラインはメンバーが、国内、地域内、また国際貿易に対応するためにタイムリーなものである旨、CCAFRICA50周年記念にふさわしい成果である旨の発言があった。</p>
卸売用食品の容器の表示条項の修正	<p>既存の 3 つのアフリカ地域規格の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。</p> <p>(結論) 最終採択された。</p>

議題 5. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

(概要)

個別食品規格の卸売用食品の容器の表示条項の見直し（第 44 回総会からの付託事項）に関し、休会中の部会の個別食品規格は、コーデックス事務局から、それぞれの部会のホスト国と作業を行った修正案が提案された。なお、穀類・豆類部会（CCCPL）の規格は引き続き作業中のため、提案には含まれていない。また、修正の対象に含まれているコチュジャン規格（CXS 294-2009）及びチリソース規格（CXS 306-2011）は第 44 回総会で採択され、それぞれの地域規格は廃止されたが、実際には、食品添加物条項が承認されていないため、国際規格として発行されておらず、地域規格が有効な状態である。第 22 回アジア地域調整部会から、第 46 回総会に、これらの地域規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正案が提出される予定。

(結論)

修正案のとおり採択された。

議題 6. コーデックス部会から総会への付託事項

事項	概要
キムチ規格（CXS 223-2001）の改定（韓国提案）	第 81 回執行委員会において、コーデックス事務局より、本提案について、この規格を取扱う CCPFV

が休会中のため、今後、事務局が新規作業提案に関する意見照会の回付文書を発出予定であること、及び、第 45 回総会で再開を検討する可能性があることについて情報共有があった。意見照会の結果、5 か国のみから回答があり、うち 3 か国（エジプト、インド、インドネシア）は提案を支持し、残りの 2 か国（日本、CCPFV ホスト国の米国）は現行の規格は現在の貿易慣行との間に乖離はないことや改定のために必要なデータが不十分であることを理由に、支持しないとの意見が示された。

第 83 回執行委員会では、改定が必要とされている箇所に関するデータや情報が十分ではないことや国際規格であり、韓国以外のキムチ生産国・消費国からの情報も必要であること等から、総会に、新規作業提案を承認しないことを勧告した。また総会では、韓国に、提案の改定と指摘された事項に対処するため、他のメンバーと協力して対応するよう要請することが勧告。

（結論）

提案は承認されなかった。

議論において、韓国は、規格が策定された 2001 年以降の関連業界の技術革新と傾向の変化を考慮して、特に酸度、食品添加物条項、製造条件等に関し、規格を改定する必要があること、またキムチの主原材料の名称として、規格で使用されている **Chinese cabbage** ではなく **Kimchi cabbage** や **Napa cabbage** が広く使用されており、食品及び飼料のコーデックス分類も見直し、貿易上の混乱を緩和する必要がある旨を述べるとともに、第 83 回執行委員会の勧告を踏まえ、次回の提案に向けて、メンバーにデータ・情報の提供を要請した。中国及びインドネシアは提案を支持し、スコープや主原材料の品種の拡大の必要性を指摘した。インドも提案を支持し、カシューカーネル及び干し芋の 2 つの規格策定作業を残して休会した CCPFV の再開を要

	<p>請した。日本は、執行委員会の提案を支持し、現在の貿易実態とキムチ規格の間にギャップはないと考えること、現在のキムチ規格に基づくキムチ製品が国際的に流通している状況を鑑みると、スコープの拡大には注意が必要であること、国際規格であることから、食品安全や品質の面で他のメンバーが同様の問題を持っているか等についてさらに情報が提供される必要があること等を指摘した。</p> <p>議論の結果、今次総会は、提案を承認せず、韓国に、提案の改定と今次総会で指摘された事項に対処するため、他のメンバーと協力して対応するよう要請した。</p> <p>インドから要請された CCPFV の再開に関しては、CCPFV を再開するための十分な作業量に達した場合に執行委員会において次のステップを検討することを確認した。インドからこの結論に追加説明を求められたことを受け、議長から、作業数ではなく、作業のプライオリティや関心の観点で再開を検討する必要がある旨回答があった。</p>
<p>フルーツジュース及びネクターに関する一般規格(CXS 247-2005)の修正(ブラジル提案)</p>	<p>本規格は、元々は、果実・野菜ジュースに関する特別部会(TFFJ)で策定されたが、TFFJは第26回総会(2005年)で解散したため、現在はCCPFVが取扱っている。ブラジルの提案は、グレープジュースの最低 Brix 値に関し、現行の規格では、グレープジュースは、<i>Vitis Vinifera L. or hybrids thereof</i> (ヨーロッパブドウ) または <i>Vitis Labrusca or hybrids thereof</i> (アメリカブドウ) が同じ最低 Brix 値(16.0)となっているが、両者は糖度が全く異なり、一般的にアメリカブドウ由来のジュースはこれを下回る結果が示されているため、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を適用したいとするもの。ブラジルからは、文書の改定(revision)ではなく、修正(amendment)が提案されている。</p> <p>第83回執行委員会では、コーデックス事務局から</p>

	<p>本修正に関する意見照会の回付文書を回付し、第 84 回執行委員会でクリティカルレビューを行い、第 46 回総会への勧告を検討することに合意した。</p> <p>(結論)</p> <p>今後、コーデックス事務局から、意見照会の回付文書が回付されることが確認された。第 84 回執行委員会でクリティカルレビューを行い、第 46 回総会への勧告を検討する予定。</p> <p>議論において、提案国のブラジルより、関心国はコメントを提出してほしいと呼びかけがあった。LAC 地域のメンバーやオブザーバー(国際ブドウ・ワイン機構)からは修正作業への支持が表明された。</p> <p>日本は、本件に反対はないが、文書の改定(revision)と修正(amendment)のどちらを適用するか混乱することがあり、明確な規準があると提案を検討する上で有用であること、この関連で、議題 3 で取り上げられた CCGP でのガイドの修正作業に期待している旨発言した。コーデックス事務局からは、日本が指摘するとおり明確な規準がなく、改定と修正が重複していることもあるかもしれない旨、また、CCGP に向けて文書を作成中である旨の回答があった。</p>
<p>乳脂肪製品規格 (CXS 280-1973) の改定 (イラン提案)</p>	<p>第 27 回 CCFO において、イランから、乳脂肪製品規格中のギー(バターオイル)の銅と鉄の最大基準値を「名前の付いた植物油の規格 (CXS 210-1999)」と整合させる作業を行いたいが、乳脂肪製品規格を扱う乳・乳製品部会 (CCMMP) が休会中であること、ギーが食用油脂であることから CCFO で議論したい旨提案があり、第 27 回 CCFO から執行委員会に作業の進め方について助言を求めることになった。第 82 回執行委員会では、手続きマニュアルに定められているとおり、新規作業のプロジェクトドキュメントをコーデックス事務局に提出するよう勧告した。意見照会の結果、4 か国と 1 オブ</p>

	<p>ザーバーが提案に反対、2 か国と EU が支持した。第 83 回執行委員会では、議長から改定作業への圧倒的支持がないこと、またメンバーから、フレーバーは乳製品の品質の重要な要素であるが、銅と鉄はフレーバーの悪化につながる乳脂肪の酸化を触媒する機能を持つことから、ギーの規格のこれらの数値は、製品の品質を保証するために設定されている、製品の急速な劣化を防ぐために必要な数値であるとの指摘があり、新規作業提案を承認しないことを勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>提案は承認されなかった。</p> <p>議論において、イランは、銅と鉄は品質維持の面から重要であることは認識しているが、最新の科学的データで示されている数値を考慮して改定を行う必要があるとして作業開始を求めた。また中国は、中国で生産されているギーの銅と鉄の数値はコーデックス規格と異なるとして、イランを支持した。</p> <p>ニュージーランドからは、ギーの規格の鉄と銅の数値は汚染物質の最大基準値として設定されているものではなく、数値の目的に誤解があるように思う旨、また、改定作業を行うための合理的理由がなく、現時点で作業を行う必要性はないと考える旨の発言があった。オブザーバー（国際酪農連盟（IDF））及びインドもニュージーランドの発言を支持した。</p> <p>議長からは、支持・不支持双方の意見に留意するが、現在休会中の CCMMP のホスト国であるニュージーランドの意見、IDF からの専門的意見、執行委員会の勧告を考慮し、現時点では提案を承認しないが、今後、メンバーはいつでもさらなる提案を執行委員会に提出することは可能である旨発言があった。</p>
規制枠組みにおける遠隔監査と	第 25 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

<p>検証の利用に関する原則とガイドラインの策定</p>	<p>(2021年5月)において、豪州から、規制の枠組みにおける ICT ツールの利用に関する討議文書が示され、提案内容が支持された。作業のタイトルを修正し、EWG (議長国：豪州、共同議長国：カナダ及びシンガポール) を設置して討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成することになった。</p> <p>本年6月、CCFICS 議長から全メンバーとオブザーバーにレターが発出され、CCFICS での規格策定作業を迅速に開始するため、EWG が作成した討議文書とプロジェクトドキュメントを全メンバーとオブザーバーに意見照会のため回付し、第83回執行委員会のクリティカルレビューを受けて、第45回総会で承認を受けたいとの意向が表明された。第83回執行委員会及び第45回総会には、意見照会の結果を踏まえて改定されたプロジェクトドキュメントが提出された。</p> <p>第83回執行委員会は、総会に新規作業提案の承認を勧告したが、今回の手続き(関連の部会から執行委員会と総会に諮る通常の方法ではなく、執行委員会と総会に直接提案を提出すること)に関し、複数のメンバーから、新型コロナウイルス感染症による例外的な状況下での特別な事例であることを強調すべきとの発言があり、その旨執行委員会の結論に記載された。</p> <p>(結論)</p> <p>新規作業は承認された。</p> <p>議論において、英国から、提案を支持するが、①本提案のスコープに関し、remote audit (遠隔監査) 及び inspection (検査) の両方を含むか否か、これらに代わり、remote assessment (遠隔評価) を使うことは可能と考えること、また、②remote audit (遠隔監査) 及び remote verification (遠隔検証) に関し、verification (検証) は audit (監査) の成果であるが、verification (検証) も remote (遠隔) で行うことを</p>
------------------------------	---

	<p>意味するか、の2点について明確化するよう意見があった。EWG 議長の豪州からは、意見のあった2点については今後の作業で明確化していきたいとの回答があった。</p> <p>中国からは、中国は食品の最大生産・貿易国である一方、旅行制限があることから、中国では remote audit に関する法令を整備し、実施しており、本作業に貢献したいとして、作業開始を支持する発言があった。</p> <p>今後、豪州を議長、カナダとシンガポールを共同議長とする EWG を CCFICS の下に設置し、次回 CCFICS に向けてガイドライン原案を準備することに合意した。</p>
CCEURO からの要請事項	<p>第 32 回 CCEURO から以下が要請された。</p> <p>i) 今次総会は、ジルパテロールの問題に関し、作業中止を含め、解決のための幅広いオプションについてオープンな議論を持つこと。</p> <p>ii) 総会は、CCGP を含め、部会間の作業量のバランスがとれるようにすること。</p> <p>iii) コーデックス事務局は、執行委員会を含め、各部会のウェブ配信の可能性をさらに検討すること。</p> <p>(結論) 特に議論は行われなかった。</p>

議題 7. コーデックス戦略計画 2020-2025 - 実施報告 2020-2021

コーデックス事務局から、第 81 回執行委員会が承認したモニタリングフレームワークに基づくコーデックス戦略計画 2020-2025 の最初の 2 年間の実施状況について、報告された。

主なポイントは以下のとおり。

- ・ 2020-2021 年は、COVID-19 のパンデミックのため物理的な会合が実施できない異例の 2 年間であったが、戦略計画は順調に実施され、以前の 2 年間 (2018-2019) と比較してほとんどの指標で良い結果を示した。
- ・ 総会・部会のバーチャル会合の実施と準備のための非公式バーチャル会合により、全体的に参加国・参加者数が増え、また途上国の参加が増えた。

- ・ コーデックスの会議後に行われたアンケートの結果、メンバーは会議に関し全体的に満足しており、コーデックス事務局は、総会議長・副議長、メンバーとともに、コーデックス作業の混乱を最小限に抑えるため、新しい環境に迅速に適応し、革新的、創造的、迅速な方法に向けて前進したと認識していることが示された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のパンデミックの状況下においても、FAO 及び WHO からは、コーデックスの基準設定作業に重要な科学的助言が継続して提供された。
- ・ 戦略計画の実施状況のモニタリングの課題として、質的な情報に関する指標のデータ収集に加え、このような指標の結果を 2 年間にわたり比較することの困難さ、コーデックスの運営が変化し続ける中、絶え間ない適応が求められたことが挙げられる。
- ・ コーデックス規格の使用に関するパイロットサーベイは 2022 年 9 月から 11 月の間に実施された。全体の 51%にあたる 97 メンバーから回答があり、これは相当高い回答率と考える。暫定的な結果として、回答したメンバーは、今回のサーベイで選択されたコーデックス文書に詳しく、これらの文書をかなり、または概ね有用であるとみていること、コーデックス文書の使用に関する課題として、国内の食品安全に関する基本的な法令がないことやコーデックス文書の変更内容の更新に遅れが生じていること、言語の問題が存在すること等が挙げられた。

議長から、第 83 回執行委員会での本件に関する結論が紹介された（サーベイの実施と暫定報告の公表への感謝、文書の適切なタイミングでの配布に一層の注意を払う、コーデックス事務局にモニタリングフレームワークの指標の削減を要請、フレームワークの開発と並行して次期戦略計画の検討を行う等）。

文書配布の遅延に関し、米国から、手続きマニュアルでは文書の配布は 2 か月前としているが、今次総会の文書も直前まで配布されない文書もあった、適切なタイミングでの配布を求めたいとの発言があった。これに対し、コーデックス事務局長から、現実的に、2021 年と 2022 年に、コーデックス事務局は多くの作業を抱えており、ホスト国も EWG 議長国も同様の状況と理解している、改善するための生産的な方法があれば提案してほしい旨回答があった。アルゼンチンから、事務局の説明に理解はするが、3 日前に配布されても国内での包摂的なプロセスを踏むことができないまま会議に参加することになるため、十分前もって配布してほしいとの発言があった。

パイロットサーベイに関し、フランス及び EU から、戦略計画の目標 1（現在、新たに出現した重要な問題に適時に取組む。）の Outcome 1.1.1（メンバーのニーズに関連する規格開発のためのコーデックスの能力の改善）について、質的な成果だけではなく量的な成果も示すことが必要であること、また各部会においてプライオリティに基づき作業を行っていることは有益であるとし、目標 3（コーデックス規格の認識と使用を通して影響力を高める）について、コーデックス事務局が新型コロナウイルス感染症のパンデミ

ックの期間にもコーデックスの認知度の増大を図るための様々な取組を行っていることに感謝、モニタリングフレームワークに関し、指標の削減について、執行委員会の結論を支持すること、パイロットサーベイに関し、今後メンバーから提出されたコメントをさらに分析し、コーデックス規格の認知度と使用の向上に活かす必要があること、EU加盟国はパイロットサーベイの更なる開発に貢献する用意があることについて発言があった。また、アルゼンチンからは、文書の選択の規準が使用されているか否かの全体像を知ることが重要であること、チリからは、コーデックス文書の翻訳の誤りがあることがあることについて発言があった。コーデックス事務局からは、パイロットサーベイの結果については今後より深い分析を行う予定であること、本年は試験的に調査を実施しており、今後調査の改善を図っていくとの回答があった。また、モニタリングフレームワークに関し、①調査を毎年実施、②WTO事務局に協力を求め、WTOにおいてコーデックス規格が取り上げられた事例等を把握し、報告するフレームワークを構築、③個別食品ケーススタディの実施、3つの柱で構成されるが、③に関し、リソースが限られているため、実施するためにはメンバーからの貢献をお願いしたいとの説明があった。

結論としては、調査の実施と暫定報告の迅速な公表についてのコーデックス事務局への感謝、コーデックス事務局のリソースの制約は認識しつつも文書の適切なタイミングでの配布にいつもの注意を払うこと、コーデックス事務局に、モニタリングフレームワークの指標の削減を要請し、第84回執行委員会で検討を行うこと、等が含まれた。

議題 8. コーデックスの予算及び財政に関する事項

コーデックスの予算及び財政に関して、コーデックス事務局から、2020～2021年の最終支出報告、2022～2023年の支出状況、2024～2025年の支出提案の概要が説明された。

主なポイントは以下のとおり。

- ・ 2020-2021年：新型コロナウイルス感染症パンデミックがコーデックス作業の実施方法に劇的な変化をもたらし、第78回執行委員会（2020年2月）以降、全ての会議をバーチャルで実施する等、コーデックスの活動に大きな影響を与えた。コーデックス事務局は柔軟なアプローチを採用し、予算の98%を使用した。
- ・ 2022-2023年：2022年9月時点で予算の44%を使用。今後の支出もコーデックスの作業計画に従って進められる。来年（2023年）は、物理的な会議の再開で、旅費やその他の契約等のコストが増加する見込み。
- ・ 2024～2025年予算：支出はコーデックス戦略計画の目標に従って進められるが、物理的な会合が再開してもバーチャル参加の選択肢を残すため、ハイブリッド会合を検討する必要があり、柔軟な対応が求められるだろう。予算は、現状維持の可能性はあるが、給与や契約等の全体的なコストの増加や、総会や執行委員会、部会のハイブリッド会合が行われた場合の支援の可能性を考慮すると、利用可能なリソースの中でメ

メンバーの期待に沿った運営がますます困難になる。そのためにメンバーは FAO 及び WHO にコーデックス予算の増加の要請を検討してほしい。韓国が行っているような追加拠出の方法でコーデックス活動の支援を検討してほしい。

議長から、第 83 回執行委員会での本件に関する結論が紹介された（メンバーは、FAO 及び WHO の政府代表者にコーデックスへの追加資金提供への支持を求めるよう促すこと、コーデックス事務局に異なる会議形式のコスト・ベネフィット分析を行うよう促すこと等）。

議論において、フランス（EU 加盟国）からは、進行中のコーデックスの IT リニューアルプロジェクト及び多くのメンバーが参加できる会合形式を歓迎し、執行委員会の結論を支持する旨発言があった。

結論としては、予算の状況への留意と、メンバーが FAO 及び WHO の政府代表者にコーデックスへの追加資金提供への支持を求めるよう行動する旨等が含まれた。

議題 9. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO 及び WHO から、コーデックスの活動に関連する政策及び事項について、作業文書の内容に沿って、報告された。またコーデックストラストファンド（CTF2、キャパシティビルディング支援）事務局から、これまでの申請・実施状況、現在申請の受付が開始されている第 7 期 CTF2、韓国からの拠出によるトレーニングの実施等について報告された。

議長からは、第 83 回執行委員会での FAO 及び WHO から提起された事項と CTF2 に関する結論が紹介された。

CTF2 によるプロジェクトを実施している多くのメンバーからは、CTF2 によりコーデックス活動への参加に有益な多くの恩恵を受けている事例が紹介され、感謝が表明された。また、CTF2 のトレーニングでハイブリッド形式の会合への対応を検討してほしいこと（モーリシャス）、アフリカのメンバーの CTF2 の申請への支援を要請したい（ウガンダがアフリカ地域調整国として）、パンデミックの影響を受けて混乱が生じている国もあるため、CTF2 の申請資格規準を見直してほしいこと（エクアドルが LAC 地域調整国として）、かつては CTF1（参加旅費支援）を受けていたが、今はドナー国として、グループプロジェクトを支援していること（インド）、CTF の枠組み以外でもコーデックス活動に効果的に参加するための支援をお願いしたいこと（ザンビア）等の発言があった。CTF2 の資格申請規準に関し、米国からは、第 83 回執行委員会において、CTF2 事務局から、進行中の中間評価において、CTF2 の申請資格規準と支援範囲の見直しの可能性を調査し、ニーズに基づき適切に対応できるようにする予定であるとの発言があっ

た旨の指摘があった。CTF2 事務局からは、今後、中間評価において得られた情報を踏まえて FAO 及び WHO の枠組みでどのような対応が可能か検討していくこと、FAO からは、CTF2 だけではなく、FAO 及び WHO による他の支援プロジェクトもあるので、その活用や支援も検討してほしいことについて回答があった。

中国からは、薬剤耐性（AMR）、マイクロプラスチック、アレルギーの専門家会合に中国の専門家が参加していること、AMR に関し、中国の新しいアクションプランを策定したところであり、グローバルな AMR の取組にも貢献していきたいこと、フランス（EU 加盟国）からは、FAO 食品安全戦略プライオリティ及び WHO 食品安全グローバル戦略の実施に関し、両機関が協力して継続していくこと、特に、国連環境計画（UNEP）、国際獣疫事務局（OIE）、FAO、WHO の 4 機関が共同で立ち上げたワンヘルス共同アクションプランへの取組が重要であることやマイクロプラスチックの問題が重要であること等について発言があった。その他、非感染性疾患（NCDs）のリスクファクターの一つであるナトリウム摂取量の削減、トランス脂肪酸の排除への取組の重要性やその支援の必要性等が複数のメンバーから指摘された。

日本から、科学的助言はコーデックスの基準設定作業の基礎となるものであり、これまでの活動に感謝するとともに、今後の活動に期待する旨を述べた。また、科学的助言作業に関わる専門家への感謝も表明した。あわせて、FAO 及び WHO が共同で取り組んでいる海藻の安全性に関する作業に関し、FAO 及び WHO のイニシアティブに感謝を表明するとともに、海藻は日本を含め長年にわたり消費をしているメンバーが存在することから、今後コーデックスで海藻に関する作業を行う場合にはそのようなメンバーの経験やデータを用いて行うことが重要である旨発言した。

科学的助言の重要性については米国やマレーシア等、他のメンバーからも強調された。日本を含め各国からの発言を受けて、FAO は、ドナー国と専門家への感謝が改めて表明された。

結論としては、議論で提起された問題や指摘事項が含まれた。

議題 10. 地域調整国の任命

次期地域調整国（任期：1 期 2 年程度、1 回再選可）の任命が行われた。アジア地域の現調整国の中国は現在 1 期目を務めており、第 22 回アジア地域調整部会（2022 年 10 月開催）において次の地域調整国に再度指名された。ヨーロッパ地域、アフリカ地域ではそれぞれの地域調整部会においてドイツ、ウガンダ（現在 1 期目）が指名された。ラテンアメリカ・カリブ海地域は 2022 年 11 月末に開催される地域調整部会においてエクア

ドル（現在 1 期目）が指名される予定である。北米・南西太平洋地域、近東地域は 2022 年は総会開催時点では開催されていない。

次のヨーロッパ地域調整国として指名されているドイツは、現在執行委員会のヨーロッパ地域代表を務めているが（任期は第 46 回総会まで）、ルール上、執行委員会には 1 ヶ国から 2 名以上出席できないことから、地域代表を辞任する必要がある。

（結論）

地域調整部会から指名されたとおり、以下の地域調整国が任命された。

CCAFRICA：ウガンダ（2 期目）

CCASIA：中国（2 期目）

CCEURO：ドイツ（1 期目）

CCLAC：エクアドル（2 期目）

CCEURO の調整国に任命されたドイツからは、執行委員会のヨーロッパ地域代表を辞任する旨表明された。このため、ヨーロッパ地域代表の立候補受付期間が設けられ、この期間にフィンランドが立候補し、フィンランドがヨーロッパ地域代表に任命された。任期は第 46 回総会（2023 年 11 月）までである。

議題 11. 議長・副議長の選出

コーデックス総会の議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされており、2 回まで再選可能である。なお、現在の議長及び副議長は今年の第 44 回総会で選出されており、現在 1 期目であることから、立候補が可能である。

（結論）

現在の総会議長・副議長がそれぞれ立候補し、再任された。

議題 12. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認した。

議題 13. コーデックス 60 周年記念：1963 年～2023 年

コーデックス 60 周年記念に関し、(1) メンバーが予定しているイベント等についての情報共有、(2) コーデックス事務局が予定しているイベント等の情報共有が行われた。

(1) メンバーが予定しているイベント等について

多くのメンバーから、今後開催される、あるいは既に開催された、国内向け、地域レベ

ルあるいは国際レベルでのシンポジウムやワークショップ等の開催、関連省庁や食品産業界、学术界、生産者、消費者関係者と連携した活動、食品安全に関する動画作成、世界食品安全の日（WFSD）と関連させたイベントの実施、メディアとの連携、コーデックスの理解度に関するアンケートの実施等について情報共有された。

日本からは、2022年にプレイベントを開催し、コーデックス事務局長からのビデオメッセージを受け取ったこと、2023年はメインイベントを開催予定であること、また各国がこのような活動を行うことにより、消費者を含むステークホルダーへのコーデックスの活動への周知し、リスクマネジメントの促進につながることを期待されること等を発言した。

(2) コーデックス事務局が予定しているイベント等について

コーデックス事務局から紹介や推奨のあった主な内容は以下のとおり。

- 2023年のコーデックスの年刊誌においてコーデックス60周年を特集する。
- 60周年の機会を捉えてコーデックス文書をより見やすくし、コーデックスの共同資産として、参照したりダウンロードしたりしやすくするようなデジタル化を進めている。その例として、「食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範(CXC 56-2004)」を冊子にし、コーデックス事務局ホームページに掲載した。
- 2023年の食品安全の日と関連させてコーデックス60周年を祝うイベントを予定することも有益である。
- 2023年7月の第84回執行委員会は2023年にジュネーブ（スイス）で行われる唯一のコーデックスの会議であり、この機会を捉えて祝賀イベントを計画している。
- コーデックスへのハイレベルな政治的サポートを得ることは重要である。2023年1月に、ベルリン（ドイツ）で開催される食料・農業のグローバルサミットでコーデックスに関連するイベントを開催する予定である。
- コーデックスの活動から退いた方々の経験を共有してもらうためにイベント等に参加してもらうことは有益である。
- 計画しているイベント等があれば、早めに連絡してほしい。

議論において、コーデックス年刊誌のハードコピーがほしいこと（ケニア）、様々なイベントをウェブ配信してほしいこと（バハマ）について要請があった。コーデックス事務局からは、ハードコピーを作成する予定はないこと、ウェブ配信するイベントについては登録して参加してほしいことについて回答があった。

結論としては、共有された多くの情報について留意するとともに、できるだけ広範囲に協力や参加を呼びかけること等が含まれた。

議題 14. その他の作業

議題 14.1. 執行委員会における EU のヨーロッパ地域代表のアドバイザーとしての参加

第 78 回執行委員会において、ヨーロッパ地域代表 (Members elected on a geographic basis) (ドイツ) のアドバイザーとして EU の職員が出席していることについて、北米地域代表 (米国) が、EU は第 18 回一般原則部会 (CCGP) (2003 年) において、執行委員会の議事進行に参加する可能性を放棄する旨を公式に宣言しており、これを破っているのではないかと指摘があり、この宣言に従っているかどうかについて明確にしてほしい旨が WHO 法律担当に要請された。また FAO のルールでは、限定的なメンバーのみが出席する委員会には加盟機関の参加を認めていないことが確認された。(なお、執行委員会に、地域代表は同一地域内から 2 名のアドバイザーを帯同してよいことになっているが、アドバイザーの選定に関する規則・規準は存在しない。)

第 79 回執行委員会 (2020 年 7 月) では、FAO 法律部門代表より、本件に関する FAO 及び WHO 法律部門の見解について説明があった。主なポイントは下記のとおり。

- ・ 本件に関する検討の結果は次のとおり
 - : i) 執行委員会への EU の職員のヨーロッパ地域代表のアドバイザーとしての参加に関しては明確なルールは存在しない。
 - ii) 2003 年の第 18 回 CCGP において、当時の欧州共同体が執行委員会の議事進行に参加する可能性を放棄する旨公式に宣言している。
 - iii) 本宣言以降、執行委員会の参加に関する慣習は変遷している。なお、慣習の変遷については、過去に EU の職員がアドバイザーとして参加した執行委員会において、他の執行委員会メンバーから反対がなく黙認されていた。
- ・ 上記の結果の間には齟齬があることを踏まえると、本件は、コーデックスメンバーシップ全体で議論する問題と考える。
- ・ このことから、次のバーチャルではない総会で本件を議論すること提言する。その際、FAO 及び WHO 法律部門は本件に関する法律的な観点の文書を用意する予定である。

今次総会には、FAO 及び WHO 法律部門から、EU の FAO とコーデックスへの加盟の歴史的背景、関連ルールと慣習について詳細な説明資料が提示された。地域代表アドバイザーに関しては、①同一地域内から、②2 名以内という、2 つの条件として整理されるが、FAO 及び WHO 法律部門は、現在議論されている問題は、EU の職員がヨーロッパ地域代表の一部として執行委員会に参加できるか否か、また EU が EU 自身の名前で執行委員会に参加できるか否かという、2 つの異なる問題を提起しており、2 つの問題はいずれも最終的にはコーデックスメンバーシップ全体で議論する問題としている。

(概要)

FAO 及び WHO の法務部門を代表して、FAO から、文書の内容について説明があった。

議論において、ドイツ、フランス (EU 加盟国)、EU から、FAO の説明に感謝が表明された。また、地域代表は同じ地域内から 2 名以内のアドバイザーを選定し、特定の機関を代表してではなく、地域代表の一部として執行委員会に参加していること、EU の執行委員会への参加と EU 職員がアドバイザーとして参加することとは別問題であり、総会はこの文書を考慮し、EU 職員のアドバイザーとしての参加は可能であることを再確認してほしい旨の要請があった。

他のメンバーから異論はなく、結論としては、総会はこの文書中の、地域代表アドバイザーに関する 2 つの条件 (①同一地域内、②2 名以内) に留意することが記載された。

議題 15. 報告書の採択

レポート採択では、軽微な修正のほか、以下の事項等に時間が費やされた。

各意見の記載ボリュームのバランスが悪い (例えば、CCPR のクロチアニジン、キノキシフェン 及び チアメトキサムについて MRL 採択に反対する EU の意見ばかり記載されており、MRL 採択賛成派の意見の記載が少ない) 等の意見があり、修正が加えられた。

また、タイからは、ジルパテロール塩酸塩のステップを進めることに関して留保したことを記載してほしい旨を主張したが、コンセンサスではなく投票で決定した事項であるため、留保は記載されないこととなった。

また、オブザーバーより、発言のとおりには反映されていないといった意見が度々出され、コーデックス事務局からは報告書は発言をそのまま記載するものではなく議論をまとめたものである旨の説明があった。

また、多くの留保が表明された CCCF の議題に関しては、ノルウェーより、レポート案に記載されているより多くの国が留保を表明していたはずなので、コーデックス事務局に再度確認するよう要請があった。

予定されていた報告書採択の時間内にはパラグラフ 176 までしか終了しなかった。残りのパラグラフ 177 から 229、Appendices II から VII、X については、2 回の書面形式にてレポート採択を行うこととされた (1 回目のコメント提出期間は 12 月 19 日 (月) ~2023 年 1 月 13 日 (金)、2 回目のコメント提出期間 1 月 19 日 (木) ~30 日 (月))。

第 45 回コーデックス総会（2022 年 11 月 21 日～25 日）
結果一覧（コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等）

＜油脂部会（CCFO）＞

事項	結果
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：ひまわり油の必須成分の改訂（ステップ 5/8）	最終採択
許容される前荷のリスト（CXC 36-1987 付属書Ⅱ）の修辭上の修正	最終採択
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：アボカド油の追加（ステップ 5）	予備採択
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂：カメラシアードオイルの追記、サチャインチオイルの追記、高オレイン酸大豆油の追記（新規作業）（ステップ 1）	承認
魚油の規格（CXS 329-2017）の改訂：カラヌスオイルの追記（新規作業）（ステップ 1）	承認

＜栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）＞

事項	結果
Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドライン案（ステップ 8）	最終採択

＜食品衛生部会（CCFH）＞

事項	結果
生物による食品に起因するアウトブレイク管理のためのガイドライン案（ステップ 8）	最終採択
CCP を特定するための判断樹（Decision Tree）原案（食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）の改定）（ステップ 5/8）	最終採択
コーデックス文書中の食品衛生に関する条項と食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）との整合作業	CCFH を含む全部会及びコーデックス事務局への要請

＜生鮮果実・野菜部会（CCFFV）＞

事項	結果
タマネギ及びエシャロットの規格原案（ステップ 5/8）	最終採択
ベリーフルーツの規格原案（ステップ 5/8）	最終採択
生鮮デーツの規格原案（ステップ 5/8）	予備採択

	(ステップ 5)
バナナの規格 (CXS 205-1997) の修正	最終採択
ルロ (Castilla lulo) の規格策定 (新規作業) (ステップ 1)	国際規格ではなく、CCLAC 地域規格としての作業開始を承認
生鮮カレーリーの規格策定 (新規作業) (ステップ 1)	承認

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	結果
カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範案 (ステップ 8)	最終採択
カカオパウダー (総乾燥カカオ固形分 100%) 中のカドミウムの最大基準値 (ML) 案 (ステップ 5/8)	最終採択
チョコレート (総乾燥カカオ固形分 30%未満) 及びチョコレート (総乾燥カカオ固形分 30%以上 50%未満) 中のカドミウムの最大基準値の適用部位の追加に関する修正	最終採択
特定の食品群中の鉛の ML 原案 (乳幼児用穀類加工品、白砂糖及び精製糖、コーンシロップ及びメープルシロップ並びにはちみつ、砂糖類を主原料とする飴菓子) (ステップ 5/8)	最終採択
オレンジラフィー及びキングクリップ中のメチル水銀の ML 原案 (ステップ 5/8)	最終採択
特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML 原案 (加工向けのトウモロコシ穀粒; トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク; 玄米; 精米; 加工向けのソルガム穀粒; 乳幼児用穀類加工品 (食料援助向けを除く); 食料援助向けの乳幼児用穀類加工品) (ステップ 5/8)	最終採択
乳幼児用穀類加工品中のデオキシニバレノール (DON、かび毒の一種) の ML に関する上記 (総アフラトキシンの) ML 採択に伴う修正	最終採択
特定の食品群中の鉛の ML 原案 (直接消費乳幼児用調理済み食品) (ステップ 5)	予備採択
キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 (ステップ 5)	予備採択
生鮮卵、乾燥ニンニク及びモラセス中の鉛の ML	中止

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	結果
健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス MRL (CXL) の設定を免除し得る物質に関するガイドライン案(ステップ 8)	最終採択
農薬の最大残留基準値(MRL)原案及び改定原案(ステップ 5/8)	最終採択
食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の改定：クラス D - 植物由来の加工食品	最終採択
食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の改定：可食臓器及びその他可食動物組織に対する調和された定義	最終採択
取り下げが提案された農薬の最大残留基準値 (MRL)	中止
廃止が提案された CXL	廃止
残留農薬の同定、確認及び定量のための質量分析計 (MS) の使用に関するガイドライン (CXG 56-2005) の廃止	廃止
新規化合物の並行レビューにおける JMPR の参加 ・原則と手続き ・並行レビューにおける国際プロジェクトマネージャー選定のための規準	情報提供に留意
農業において環境阻害剤を使用することに関する貿易への影響の緩和	情報提供に留意
CCPR と CCRVDF の共同作業 (CCPR と CCRVDF の間での哺乳類肉の最大基準値の調和：可食臓器及びその他可食動物組織に対する調和された定義)	作業が成功を収めたことに留意

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	結果
サフランの規格案 (ステップ 8)	最終採択
ナツメグの規格案 (ステップ 8)	最終採択
トウガラシ・パプリカの規格原案 (ステップ 5/8)	最終採択
卸売用食品の容器の表示条項の修正	最終採択
カルダモンの規格原案 (ステップ 5)	予備採択
植物の部位により果実 (Dried Fruits and Berries) に分類されるスパイスのグループ (オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス) の規格原案 (ステップ 5)	予備採択

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	結果
ジルパテロール塩酸塩 (牛の筋肉、肝臓及び腎臓) の MRL 原	予備採択

案	(投票による。 ステップ6以降 は CCRVDF で はなく、総会で 取り扱う。)
---	---

<地域調整部会>

事項	結果
ヨーロッパ地域調整部会 (CCEURO)	
CCEURO 地域規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	最終採択
アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA)	
乾燥肉の地域規格案 (ステップ 8)	最終採択
アフリカ地域における調和された食品に関する法令の作成を サポートするためのガイドライン原案 (ステップ 5/8)	最終採択
CCAFRICA 地域規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	最終採択

<コーデックス部会から総会への付託事項 >

事項	結果
キムチ規格 (CXS 223-2001) の改定 (韓国提案)	否認
フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247- 2005) の修正 (amendment) (ブラジル提案)	コメント募 集
乳脂肪製品規格 (CXS 280-1973) の改定 (イラン提案)	否認
規制枠組みにおける遠隔監査と検証の利用に関する原則とガ イドラインの策定 (CCFICS の電子作業部会からの提案)	承認 (EWG を設置 し、次回 CCFICS で検 討する原案を 作成)

第45回コーデックス総会

- 日程・開催形式
 (本会合) 2022年11月21日(月)~25日(金)、
 対面開催(ローマ(イタリア)、対面参加が難しい場合はウェブ参加)
 (レポート採択) 2022年12月12日(月)~13日(火)、ウェブ開催
 →2日間で終了せず、残りは書面協議
 (1次協議: 12月19日~1月13日、2次協議: 1月19日~1月30日)
- ジルパテロールMRLに係る投票はローマで実施
- 163加盟国、1加盟機関(EU)、47オブザーバー機関が出席
- 日本政府代表団: 農林水産省4名、厚生労働省3名、消費者庁1名で対応

第45回総会の作業文書等は下記URL(コーデックス事務局ホームページ)から入手できます

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=45>

ウェブキャストで全日の議論を視聴できます

<https://www.fao.org/webcast/home/en/item/6056/icode/>

主な議論①

議題4.5 食品汚染物質部会(CCCF)

特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンのML原案(7品目、ステップ5/8)

加工向けのトウモロコシ穀粒(15 µg/kg)、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク(10 µg/kg)、玄米(20 µg/kg)、精米(5 µg/kg)、加工向けのソルガム穀粒(10 µg/kg)、乳幼児用穀類加工品(食料援助向けを除く)(5 µg/kg)、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品(10 µg/kg)

(議論)

- 消費者の健康保護の観点からより低いMLを設定すべきとして、部会での表明よりも多くの国が留保を表明。
- 特に、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品に乳幼児用穀類加工品(食料援助向けを除く)より高いML原案が設定されていることに、被援助国から反対意見が続出。
- JECFA事務局及びCCCF議長から、以下の観点で、現在のML原案が最善の妥協策であるとの説明があった。
 - 食料援助向けは通常の市場に出回る製品と異なり、短期的な消費が想定されていてその範囲で安全性が担保されている
 - ALARAの原則に基づくアプローチによりML案を設定している
 - 基準値が設定されていないよりも基準値を設定する方がよい
 - さらに低いMLの設定は、食糧援助の供給の妨げになる可能性がある
 - 現時点で再検討のためCCCFに戻しても新たなML案を検討するためのデータがない
 - CCCFにおいて5年以内にMLの見直しレビューを行うことに合意している 等
- 強硬に反対し続ける国もいたが、見直しの時期について、3年後に見直しすることが提案され、CCCF議長もこの提案を受け入れた。

(結論)

- ML案は最終採択された(全てあるいは一部の品目に、EU及び約30~45か国が留保)
- 総会からCCCFに対し、総アフラトキシンのML(全品目)の3年以内の見直しの実施と、十分なデータが提供されない場合でも5年以内の見直しレビューの実施を要請
- FAO、WHO、その他の関連の国際機関、キャパシティビルディングのドナー国に対し、穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の実施と各国のデータ作成を支援するよう要請

主な議論②

議題4.6 残留農薬部会(CCPR)

キノキシフェン、クロチアニジン、チアメトキサムのMRL原案(ステップ5/8)

(議論)

- EUは、以下の理由により、最終採択ではなくステップ5の予備採択に留め、部会で再度議論したい旨提案。
 - 当該3農薬の使用は環境影響（特に花粉媒介者に対する影響）の懸念がある
 - ワンヘルスアプローチの観点から環境問題は重要な世界規模の問題
 - コーデックスMRLの設定はコーデックス委員会がこれらの農薬の使用を認めていると理解される
 - コーデックス委員会の基準の策定や決定において考慮すべき**その他の正当な要因(Other Legitimate Factors (OLF))**に該当すると考えられる 等
- これに対し、日本の他、北米、中南米、アフリカ地域の多くの国は、以下を指摘。
 - 環境問題はコーデックスのマニフェスト外であり、OLFには該当しない
 - 環境問題を検討すべき他の国際的な枠組みで議論すべきである
 - CCPRにおいてもEUから同様の懸念が示されたが、議論の結果、最終採択に進めることとなった 等

(結論)

- 3農薬のMRL原案は最終採択された（EU、ノルウェー、スイス、北マケドニア、カザフスタンが留保）
- 今次総会では環境問題がOLFか否かについてはコンセンサスに至らなかった。

(参考)「その他の正当な要因」(OLF)とは・・・(科学の役割に関する原則文の適用のためのガイダンス※より抜粋(仮訳))

「コーデックスの権限の範囲内の要因で、世界的な規模に受け入れ可能な要因。OLFは、各国政府が国内法（一般的に世界的には適用されず、または関連しない）を制定する際に持つことがある、「規準※※」で言及される「正当な懸念」と混同されるべきではない。OLFを考慮することは、リスク管理プロセスの一部であり、リスク分析の科学的根拠、つまりリスク評価には影響しない。」

※第83回執行委員会(2022年11月)報告書AppendixIIに掲載。本ガイダンスは執行委員会において最終合意されていない。

※※原則文中の「パラ2に引用されている「その他の要因」の検討のための規準」を指す。

主な議論③

議題4.8 食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)

ジルパテロール塩酸塩(牛の筋肉、肝臓及び腎臓)のMRL原案(ステップ4)

(議論)

- まず議長から以下に関する意見が求められた。
 - JECFAのリスク評価：北米、中南米諸国は強く支持する意見を表明。ロシア、中国、タイは、肝臓及び腎臓以外の内臓の摂取量が多いにもかかわらず評価が行われていないこと等を理由に、評価結果は受け入れられないとする意見を表明。
 - 本件の今後の進め方：EU、ヨーロッパの国々、タイ、中国は、ステップを進めることへの反対意見を表明（ステップ4を維持）。日本の他、北米、中南米、アフリカの国々はステップを進めることを支持する意見を表明。
- 議長から、本件はコンセンサスがないとの判断が下され、投票が実施されることになった。

(投票)

- 議長から事前に通知されていた方法に従って、投票が行われた。
- 「予備採択(ステップ5)するか」の投票は、過半数の賛成が得られたため可決され、予備採択された(ステップ5)。
- 「ステップ6、7をとばし、ステップ8に進む手続き(ステップ5/8による最終採択)をとるか」の投票は、2/3以上の賛成が得られなかったため、否決された。(従って、ステップ5/8での最終採択の投票は行われなかった。)

(結論)

- MRL原案は予備採択された(ステップ5)
- CCRVDF議長から、部会でこれ以上技術的な議論する内容は無い旨の発言があり、議論の結果、ステップ6以降はCCRVDFに戻さず総会で進めることになった(中国が留保)
- 次回総会までの間に、議長・副議長はメンバーと非公式コンサルテーションを行うことになった
- 次回総会では、今次総会の議論の記録とステップ6で提出されるコメントに基づき議論される

主な議論④

議題2 第82回・83回執行委員会からの報告 科学の役割に関する原則文の適用

(経緯)

- 第77回執行委員会(2019年)において、手続きマニュアル中の「コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文」に関し、執行委員会の下に小委員会を設置し、原則文の議論自体は再開せず、当該原則文の適用のためのガイダンスの作成を検討することに合意
- 途中、COVID-19パンデミックの影響等により作業が止まっていたが、第81回執行委員会(2021年11月)から作業再開

(執行委員会の議論と結論)

- 小委員会議長である総会副議長(NZ)のリーダーシップにより、「原則文の適用に関するコーデックス議長とメンバーのためのガイダンス」をまとめたが、特に、原則文第4パラグラフの使用を示すためのオプション(加盟国が原則文第4パラグラフの使用を表明した場合、それを会議のレポート中にだけでなく、規格の脚注に記す)を含めるかどうかに関し、メンバー間の意見の対立が解消せず、最終合意には至らなかった。
- ガイダンス現時点版は、最終版ではないが、原則文の理解を深め実践するために実用的で役立つ文書であること、この作業を続けるかどうか、またどのように続けるかについて、第45回総会で議論すること、執行委員会小委員会の作業は完了し、本件に関しこれ以上の議論は行わないことに合意した。

(総会の議論と結論)

- ガイダンス現時点版を支持し、これ以上の作業は不要とする意見(日本、米国、カナダ、中南米、他)と、この文書を最終化するために、議論を継続すべきとする意見(EU加盟国、ノルウェー、タイ)に分かれた。
- このガイダンスは最終版ではなく、合意されたものでもないことを確認した。
- 原則文の範囲内にある問題の審議を促進するため、部会議長にガイダンスを付託する提案を承認した。
- メンバーに対し、コーデックス規格の策定プロセスにおいて、必要に応じて、ガイダンスを考慮するよう促すことに合意した。
- コーデックス事務局からメンバーとオブザーバーに回付文書を発出し、ガイダンスの改善と最終化、追加すべきもの等に関する具体的な提案を募る。提案と部会議長からのコメントを踏まえ、第46回総会(2023年11月)で議論する。

(参考)科学の役割に関する原則文 (コーデックス手続きマニュアル27版 245～246頁)

STATEMENTS OF PRINCIPLE CONCERNING THE ROLE OF SCIENCE IN THE CODEX DECISION-MAKING PROCESS AND THE EXTENT TO WHICH OTHER FACTORS ARE TAKEN INTO ACCOUNT

- The food standards, guidelines and other recommendations of Codex Alimentarius shall be based on the principle of sound scientific analysis and evidence, involving a thorough review of all relevant information, in order that the standards assure the quality and safety of the food supply.
- When elaborating and deciding upon food standards Codex Alimentarius will have regard, where appropriate, to other legitimate factors relevant for the health protection of consumers and for the promotion of fair practices in food trade.
- In this regard it is noted that food labelling plays an important role in furthering both of these objectives.
- When the situation arises that members of Codex agree on the necessary level of protection of public health but hold differing views about other considerations, members may abstain from acceptance of the necessary level of protection of public health but hold differing views about other considerations, members may abstain from acceptance of the relevant standard without necessarily preventing the decision by Codex.

Criteria for the Consideration of the Other Factors Referred to in the Second Statement of Principle (略)

(仮訳)コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文

- コーデックスの食品基準、ガイドライン、及びその他の推奨事項は、それらが食品供給の品質と安全性を確保するために、全ての関連する情報の綿密なレビューを含む、健全な科学的分析とエビデンスの原則に基づかなければならない。
- 食品の基準の策定や決定において、必要に応じて、消費者の健康保護及び公正な食品貿易の促進に関連するその他の正当な要因を考慮する。
- この点において、食品表示はこれらの二つの目的を促進する上で重要な役割を果たす。
- コーデックス加盟国が公衆衛生に必要な保護の水準に合意するものの、その他の考慮事項について異なる見解を持つ状況が生じた場合、加盟国は、コーデックスの決定を必ずしも妨げることなく、関連する基準の受諾を差し控えることができる。

原則文の第2パラグラフに言及されるその他の要因の検討のための規準 (略)

主な議論⑤

議題2 第82回・83回執行委員会からの報告

新たな食料源と生産システム(NFPS、いわゆる新規食品)

(経緯)

- 第81回執行委員会及び第44回総会(2021年)において、FAO及びWHOが、コーデックス委員会においてどのように「NFPS」の安全性等の課題に取り組むべきか問題提起。
- NFPSの例示として、海藻、微細藻類、食用昆虫、細胞培養食品、植物ベースの代替たんぱく質、3Dプリント食品



- コーデックスにおいてNFPSに関する作業をどのように進めるか等の検討を執行委員会が行うこと、コーデックス事務局は、メンバーとオブザーバーに回付文書を発出し、NFPS及び規制に関する情報を集めることに合意。

(執行委員会の議論と結論)

- 日本を含む25メンバー、10オブザーバーから、NFPSに関する情報が提供された(約100頁)。小委員会で検討作業を実施。
- 議論の結果、FAOとWHOに対し、今後もメンバーにNFPSに関する情報を提供すること、総会に対し、メンバーにコーデックスの既存の枠組みの中で、NFPSに関する提案をするよう奨励すること等を勧告。また部会をまたぐ問題について、執行委員会が調整役を務めることを確認。
- 総会の下にEWGを設置し、NFPSに関する作業をコーデックスにおいてどのように進めるか検討すべきとの意見も出されたが、最終的に勧告には含まれなかった。

(総会の議論と結論)

- 特定のNFPSに関する議論は行われず、コーデックスでNFPSに関する作業をどのように進めるかが一番の論点となった。
- コーデックス委員会におけるNFPSに関する作業の進め方をさらに検討するためのEWGの設置を求める意見が出されたが、議論が難航し、合意は得られなかった。
- この結果、コーデックス事務局より、メンバー等に回付文書を発出し、コーデックスの現在の手続きや部会では対処できないNFPSに関する課題に関する情報を募ることとなった。第46回総会でも議論が継続。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 53 回食品衛生部会

日時：2022 年 11 月 29 日（火）～12 月 2 日（金）、12 月 8 日（木）

場所：サンディエゴ（米国）（12 月 8 日（木）はバーチャル会合）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項
4	国際獣疫事務局（OIE）からの情報
5	牛肉、葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌（Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> : STEC）の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）
6	食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン案（ステップ 4）
7	海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂に係る討議文書
8	食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂に係る討議文書
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 53 回食品衛生部会報告書

2022 年 11 月 29 日（火）から 12 月 2 日（金）及び 12 月 8 日（木）にサンディエゴ（米国）（12 月 8 日（木）はバーチャル会合）で開催された標記会合の概要及び結果を以下の通り報告する。

本会合には、51 加盟国、1 加盟機関（EU）、11 国際機関が参加した。議長は米国農務省の Dr. Jose Emilio Esteban が務めた。

我が国の出席者は以下のとおり。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	課長補佐	内海 宏之
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	乳肉安全係長	佐藤 暢彦
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	HACCP 推進室長	福島 和子 [※]
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	食品安全係長	大塚まこと [※]
農林水産省消費・安全局農産安全管理課	課長補佐	永川 豊広
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	推進係長	渡邊 美和
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	五島 朋子 [※]
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	リスク管理専門官	山口 菜美 [※]
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	水産安全室 課長補佐	唐川奈々絵 [※]
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	水産安全室 安全指導係員	小林勇太郎 [※]
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部	食品製造課 課長補佐	長川 康一 [※]
食品安全委員会事務局評価第二課	課長補佐	水野 玉青 [※]
食品安全委員会事務局評価第二課	評価専門官	水谷 紀子 [※]
国立保健医療科学院客員研究員		豊福 肇
山口大学共同獣医学部病態制御学講座	教授	

*の出席者についてはオンライン参加

議題 1 議題の採択

仮議題が議題として採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

コーデックス総会

コーデックス事務局から、総会及び執行委員会における分野横断的な活動として、将来のコーデックスの活動、コーデックス60周年、新たな食料源と生産システム（NFPS）並びにコーデックス規格の使用及び影響に関するモニタリングの概要が報告された。

また、第45回総会において「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）」の改訂版が採択されたことから、総会から本部会（CCFH）に対し、食品衛生に関するすべてのコーデックス文書を同文書と整合させる作業を行うよう要請されたことが報告された。

分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

ブラジルから、「照射食品の検出ための一般分析法 (CXS 231-2001)」を「分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999)」に移行するに当たっての、目的の適合性及び性能規準への移行の可能性を判断するためのレビューの結果が報告された。

(結論)

本会合は、加盟国及びオブザーバーに対し、2023年のコーデックス60周年を機に、コーデックスの認知度を高め、その活動に対するハイレベルな政治的支援を得るための活動を計画し、実施することを奨励するとともに、コーデックスの将来についての議論に貢献する機会に積極的に参画することを奨励した。

また、CXS 231-2001で定められている照射食品の分析法のレビューに関して、本部会は以下のとおり合意した。

- ① CXS 231-2001で定められている照射食品の分析法は、食品表示のみを目的として推奨される検出法であり、性能規準を確立するために必要なパラメータ（確度、適用性、検出限界、定量限界、精度など）は利用できないため、性能規準を確立することはできない旨をCCMASに通知すること。
- ② CXS 231-2001で定められている照射食品の分析法が依然として目的に適合している旨をCCMASに勧告するとともに、一部の非照射食品中にも存在する2-アラルキルシクロブタノンの分析法の必要性に関して検討を行うこと等を提案すること。
- ③ CCMAS による分析法タイプの確認と指摘された問題の解決を条件に、CXS 231-2001 で定められている分析法に所要の変更を行った上で、「分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999)」に含めることを推奨すること。
- ④ CXS 234-1999 に照射食品の分析法が含まれる場合には、総会にCXS 231-2001の廃止を勧告すること。

議題3 FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項

FAO/WHO から本部会の作業に関連した主な活動等が報告された。概要は以下のとおり。

FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA)

- ・ 第52回会合以降、以下に関する報告書が公表された。
 - ① 微生物学的リスク管理を支援するための低水分食品のランク付け：会議報告書及びシステマティックレビュー
 - ② 香辛料及び乾燥芳香ハーブの微生物学的ハザード：会議報告書
 - ③ 食品アレルゲンのリスク評価、パート1：リスク評価によるコーデックス優先アレルゲンリストのレビュー及び妥当性確認：会議報告書
 - ④ 調理済み食品 (RTE) 中のリステリア・モノサイトジェネス：原因食品、特性解析及びモニタリング
 - ⑤ 食肉及び乳製品に関連する志賀毒素産生性大腸菌 (STEC) の管理措置

- ・ 2022年3月以降、以下に関する会議が開催され、関連するサマリーレポートが公表された。
- ① 生鮮果実及び野菜における微生物学的ハザードの予防・管理（パート4）
- ② 鶏肉中の非チフス性サルモネラ属菌の生産段階、食鳥処理中及び後の管理
- ③ 食品中のリステリア・モノサイトジェネスの微生物学的リスク評価
 - ・ 生鮮果物と野菜に使用する水の安全性と品質に関するワークショップがホンジュラスで開催され、中南米10か国が参加した。
 - ・ 2023年の会議計画が既に進行中であり、鶏肉中のカンピロバクターの生産段階、食鳥処理及びその後の管理、リステリア・モノサイトジェネスの農場から食卓までのリスク評価（パートII）、食品中のウイルス及び鶏肉中のサルモネラ属菌とカンピロバクターのリスク評価に関する会議を開催予定である。

その他

- ・ WHO 代表から、食品由来疾病被害実態疫学リファレンスグループ（FERG）の3年間の戦略的枠組みと主要な活動が報告された。
- ・ また、FAO/WHO 国際食品安全当局ネットワーク（INFOSAN）の最近の活動として、新しい INFOSAN コミュニティウェブサイトが設立されたことなどが報告された。

（結論）

本会合は、JEMRA の今後の作業計画が過密であることを認識するとともに、新規作業には優先順位付けすることが重要であることを強調した。

議題4 国際獣疫事務局（OIE）からの情報

国際獣疫事務局（OIE）から、主に以下について情報提供がなされた。

- ・ OIE の関与を確保し、関連する場合は OIE 規格との整合を図るため、引き続き本部会の作業をフォローする。特に、「鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理に関するガイドライン（CXG 78-2011）」の改訂に積極的に関与する意向がある。
- ・ コーデックスの薬剤耐性に関する特別部会の成果を考慮して、動物医療における抗菌剤の責任ある慎重な使用に関する陸生動物コードを改訂作業中である。

（結論）

本会合は、OIE が関連分野において CCFH と協力することを継続的にコミットしており、今後も効果的な活動を継続するためには、引き続き連携することが重要であることを確認した。

議題5 牛肉、葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌(Shiga toxin-producing *Escherichia coli*:STEC)の管理のためのガイドライン原案（ステップ4）

電子作業部会（以下、EWG という）の議長であるチリが、共同議長のフランス、

ニュージーランド及び米国を代表して、本議題は第 52 回会合以降、EWG、作業部会のバーチャル会合、物理的作業部会（以下、PWG という）等で検討が行われた旨を説明した。さらに、各国から提出されたコメント並びに PWG におけるガイドラインの本体部分及び付属文書 I（生の牛肉）に係る議論に基づき、本ガイドライン原案（付属文書 IV（スプラウト類）を除く）に改訂を行った旨を説明した。

本部会において議論され、合意された事項に係る概要は以下のとおり。

（本体部分）

目的

「生乳 (raw milk)」の後に「飲用を目的とする (intended for drinking)」と挿入することが合意された。

範囲及び用途

本ガイドラインが飲用目的の生乳及び生乳チーズの製造に関連する STEC の管理のための特定のガイダンスを示すことを明確にするため、同セクションにおける「生乳」に脚注が追加された。

定義

- ・ スプラウト類について、JEMRA の報告書に沿って、発芽した種子と豆類の双方に言及する必要があることを確認した。
- ・ STEC の定義に係る脚注において、一般的に菌体が腸管上皮細胞に付着することなく、志賀毒素の産生のみで重症化することはないことが示されていたが、当該ガイドラインが *stx*（志賀毒素産生遺伝子）及び付着性遺伝子の双方を持つ STEC の制御のみに焦点が当てられていると誤解されかねないとの意見や、異なる病原性遺伝子に関連したリスクの差は本ガイドラインの別セクションに十分に記述されていること等が指摘されたことから、当該脚注を削除することが合意された。

管理措置の実施

内容をより良く反映させるため、日本の提案に基づきセクションタイトルを「管理措置の妥当性確認、実施及び検討」とすることに合意した。また、第 2 段落の「food safety outcome」が何なのか不明確であるという懸念が示され、Codex で定義されている「food safety objective」と変更することに合意した。

妥当性確認

第 2 文の鍵括弧について、管理措置が公衆衛生上のリスクを減じることを妥当性確認で示すことは達成し難いという日本の主張を受け、「食品安全管理手段の妥当性確認に関するガイドライン (CXG 69-2008)」に沿った変更も提案されたが、その案は原案中にあるテキストと類似していたため、結果的に鍵括弧のテキストは削除することに合意した。

規制システム

規制当局による食品等事業者の「文書化された工程管理システム (documented process control systems)」の評価について、一義的に食品事業者が担保すべきことであり、当局に過度な負担を生じることから、「評価することができる (may assess)」とする原案を維持すべきと日本を含む複数国から発言したが、当局が衛

生管理システムの構築に関するガイドラインを提示する以上は、それを評価することによるフォローアップを行うべきとの意見や、前の段落で柔軟性が確保されている等の意見により、「評価すべきである (should assess)」とすることで合意された。

食品事業者

第2段落（最後から2番目の文）における指標微生物の検査について、「適切な場合」という用語が非常に曖昧である等の意見があった。その後の議論で、指標微生物と STEC の間に相関関係はないこと、「適切な場合」という言葉は汚染の可能性がある事象の後に必要に応じて定期的な検査を導入する柔軟性を与えていることが指摘され、JEMRA も、検査には限界があるが、ベースラインを確立するため、あるいは大雨や動物・野生動物の侵入などの特定の事象の後など、定期的な検査が適切な場合があると発言した。議論の結果、原文のままとすることが合意された。

STEC を検出するための検査室の分析基準

最後から2番目の段落について、分子データに加え分離株があれば、さらなる疫学的調査が容易になり、リスクの推定に貢献することを明確にするため、「および食品安全リスクのより良い推定」という言葉が追加された。

(JEMRA からの科学的アドバイス)

付属文書の議論に先立ち、FAO 代表は、牛肉、乳製品、生鮮葉物野菜の STEC に関連する JEMRA の活動の概要を説明し、STEC の介入策や灌漑水や製品の検査に関する課題などの側面に言及した。FAO 代表は、牛肉、生乳及び生鮮葉物野菜における STEC 制御のための特定の介入策の有効性を発表し、家畜飼育に近接した葉物野菜の栽培に関する推奨事項、現場での汚染後の収穫緩衝地帯、生鮮葉物野菜の保存温度に関する PWG からの質問にも回答した。結論として、FAO 代表は、原材料が汚染された後に STEC を除去するための単一かつ非常に効果的な介入策はないことを強調した。更に、STEC を制御するためには、予防が重要であり、複数のハードルを持つ戦略が必要であるとともに、介入策は STEC 固有のものである必要はなく、GAP 及び GHP は STEC の制御に有益であると述べた。下流で管理が行き届かなくなると、上流での介入策も無効になるため、フードチェーン全体で警戒が必要であるとも述べた。

(付属文書 I : 生の牛肉)

図1 – フローダイアグラム

- 工程フロー図の上部から「一次生産 (Primary production)」を削除した。
- 「背割り (splitting)」と「枝肉洗浄 (carcass-washing)」の間に「解体後検査 (postmortem inspection)」を挿入した。
- 「枝肉洗浄」の一部として「トリミング (trimming)」が追記された。

ワクチン

有効性や有効性のばらつきに関する利用可能なデータをより適切に反映するため、商業的側面に言及するのではなく、接種に係る管理体制に焦点を当てた修正案で合意した。

一次生産における適正管理

JEMRA が管理手段の評価で考慮していなかったスノコ式牛舎に関するガイダンスを含めることについて日本から疑問を呈したところ、これは実践に基づくものであり、家畜が互いに糞便で汚染しないよう、また糞便がスノコを通じて落下するように、過密と過小のバランスが必要であることが指摘された。

と殺及び解体

STEC をと体表面から除去するための介入の影響をどのように評価するかについて示されたガイダンスが複雑であるため、「介入の影響は妥当性確認されるべきである」とし、その他の文章を削除することが提案されたが、いくつかのガイダンスについて残すことは有用であるとの意見もあったため、他の妥当性確認方法もあると認識しつつ、例示として保持することが合意された。

係留所及び解体前検査における具体的な管理措置

- ・ 第3段落で、わらの敷材は JEMRA 報告書でカバーされていないことから日本から削除を提案したが、係留所をドライにするための例示として有用であるとの意見が出され、例示として保持することが合意された。
- ・ 可能な限り係留所で別群の牛を混合すべきでないとしてされており、その目的として群間の交差汚染を防止すること以外に、社会的ストレスを低減させるためとされていたが、後者については JEMRA 報告書に言及がなかったことから、削除された。

枝肉洗浄の具体的な管理措置

圧力を加えた水の使用について懸念が示され、特定のガイダンスを示すべきとの意見があったが、既に「と体の汚染の拡大を防ぐために注意すべき」と記載されていることから、追加のガイダンスは不要との意見で一致した。

枝肉加工時の具体的な管理措置（機械的テンダライズ処理、挽き肉処理）

- ・ 殺菌剤が規制当局により承認される時期について言及する案があったが、この項は科学的事実重点が置かれており、規制当局による承認についての記述は既に一般セクションに含まれているため、繰り返し記載する必要はないことが指摘された。
- ・ 「挽き肉に使用される肉又は挽き肉のすべてを検査し、特定の STEC の型（例：0157 : H7 など）が陰性であることを明らかにすること」について、モニタリングには限界があり、日常的なモニタリングが指示されていると解釈されかねないとして我が国から削除を意見したが、これについて STEC の汚染又は汚染の拡大を最小限にするための措置としての選択肢の一つとして残すべきとの意見があった、これに対し、この文章を残すのであれば、さらに文章を明確にし、検査が有用である場合の条件を示す必要がある旨の提案を行い、またこの文章は他の選択肢とは性質が異なることから選択肢群から削除し、代わりに次の段落に記載されることが同意された。

(付属文書Ⅲ：未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ)

イントロダクション

- ・ 「サーミゼーション (thermization)」は「乳及び乳製品に関する衛生実施規範 (CXC 57-2004)」において既に定義されていたため、明確化のために、その定義の主要な概念を組み込むために脚注1が改訂された。
- ・ CXC 1-1969において定義された「前提条件プログラム」が STEC を管理するための広範な手段と手順をカバーしているため、当該ガイドラインは、GHP を含む前提条件プログラムが紹介されている旨修正された。また、生乳と生乳チーズの生産の場合、「重要管理点 (CCP)」が確認されていないため、HACCP への言及を含む提案は否定された。

酪農場における乳牛群の STEC に対する管理措置

第4段落にある「GHP」を「GAP」に修正、また、第5段落にある「管理措置」については、個別の状況下で検証されない限り効果的とは言えないため、「妥当性確認された」を挿入する等の修正が行われた。

管理措置の妥当性確認及びモニタリング

本セクションは妥当性確認に関連しており、GHP については妥当性確認は要求されないが、HACCP においては妥当性確認が必要不可欠なため、同セクションに GHP に加え HACCP を追加することについて日本から提案した。CCP が特定されていないため、HACCP が当該ガイドラインに関与することに懸念が示されたが、急速な酸性化又は熟成期間は CCP となる可能性があることと EWG 共同議長から説明されたことを受け、これらの例とともに HACCP に関する参照を含めることが合意された。

図2－フローダイアグラム

「form/press/drain」と「aging」の間のステップとして「brining」を追加することが合意された。”

(付属文書Ⅱ：生鮮葉物野菜／付属文書Ⅳ：スプラウト類)

本会合では、これらの付属文書について議論する時間がなかったが、「生鮮葉物野菜」及び「スプラウト類」の定義は一般セクションで合意されており、今後は付属文書で検討されるべきであるとされた。さらに、「マイクログリーン」を生鮮葉物野菜の付属文書の一部として考えるべきであることに合意した PWG の報告書を考慮して、さらなる作業を実施すべきとされた。

なお、付属文書 (Ⅱ及びⅣ) についての作業は本部会から次回会合までの間も継続すべきとの意見で一致した。

(結論)

- ・ 一般セクション、生の牛肉、生乳及び生乳チーズに関する付属文書について未解決の問題がないことに留意し、ガイドライン案とこれら二つの付属文書を第46回総会にステップ 5/8 で採択を諮ることが合意された。
- ・ 生鮮葉物野菜及びスプラウト類に関する付属文書をステップ 2/3 に差し戻し、再修正の上、コメント提出のために回付することが合意された。
- ・ チリを議長、ニュージーランド、ケニア及び米国を共同議長とする EWG を設置することが合意された。その目的は次のとおり。

- ① 本会合で合意されたガイダンスの一般セクションを考慮しつつ、生鮮葉物野菜に関する付属文書をさらに発展させる。
 - ② これまで提出されたコメント及び本会合において合意されたガイダンスの一般セクションを考慮し、STEC の制御に関する介入措置について記述したスプラウト類に関する付属文書の作成を継続する。
 - ③ 次回会合の 3 か月前に報告書及び改訂文書をコーデックス事務局に提出し、コメント提出のためステップ 3 での回付を行う。
- ・ 作業の進展を加速するため、本会合と次回会合の間に EWG のバーチャル会議の開催に努めるよう要請した。
 - ・ チリを議長、ニュージーランド、ケニア及び米国を共同議長とする PWG を設置し、次回会合に合わせて開催し、本会議での審議にかける改訂案を作成することで合意された。

議題 6 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン案 (ステップ 4)

本議題は、第 51 回会合で新規作業とすることが合意され、前回会合において示されたガイドライン原案について議論を行ったが、提案された原案をさらに修正すべくステップ 2/3 へ差し戻された。本会合の開催前には EWG と PWG が開催され、この結果を踏まえたガイドライン案（本体部分、付属文書 I（生鮮農産物））が本会合において示された。

また、ガイドライン案の議論に入る前に、FAO 代表から 2016 年以降の JEMRA の水に関する作業の概要が説明され、「目的に適した水 (fit-for-purpose water)」の概念や、「目的に適した水」はリスクに基づくアプローチと適切なリスク低減措置の適用を必要とすること等の説明がなされた。

本会合において議論され、合意された事項に係る概要は以下のとおり。

(本体部分)

目的・範囲

目的及び範囲については、化学的・物理的ハザードの取扱い、アレルゲンの取扱い、生産・加工以外の範囲等についての議論が行われ、その結果として目的・範囲の改訂が提案され、多少の編集を加えて以下の内容で合意した。

- ・ 本ガイドラインは、関連品目の生産及び加工に携わる食品事業者によって取得、使用及び再使用される水が、寄生虫、細菌、ウイルス等の微生物学的ハザードへの対処の点において目的に適合しているか否かを判断するためのリスクベースのアプローチの適用に係る一般原則の枠組み及び事例を提供する。

定義

- ・ 「目的に適した水 (water-fit-for purpose)」について、「risk factors」を「relevant factors」に修正するとともに、「in the water sources」を削除し、提案された定義で合意した。
- ・ 「第一使用水 (first-use water)」は当該用語が本文中から削除されたため、

不要となり削除された。また、「reclaimed water」が別途定義されたため、「recycled water」の定義から「other than first-use water and reclaimed water」が削除された。

- ・ 「wastewater」の定義が追加され、「人の活動により汚染された使用済みの水 (used water that has been contaminated because of human activities)」とすることで合意した。

Section 1 Water fit for purpose assessment

第5段落では、保管の概念を柱書に追加した。記述的評価に関する最初の箇条書きで、評価の文書化よりも、文書のレビューと現場訪問に焦点が当てられていることが明確にされ、誤解を避けるために「文書化された」という単語が削除された。最後の箇条書きにある例は、わかりやすくするために「農業における排水」に簡略化し、「病原体」の後の「水中の」は、食品中の病原体を指す場合もあるため削除した。

Section 2 Water safety management

最初の段落から「water quality values」が削除された（何を意味するか不明確なため）。

図1

本文との整合のための用語の修正、削除が行われた。

(付属文書 I 生鮮農産物)

目的・範囲

不明瞭な別の用語の導入を避け、General sectionの「safe sourcing」との一貫性を図るために、「sourcing」の前の「microbiological quality」を削除した。

使用

日本の提案に基づき、「食品中の微生物学的規準の設定と適用に関する原則 (CXG 21-1997)」において微生物規格が目的及び範囲に述べられていることから、当該文書名が追加された。

定義

「fresh produce」の定義において「ナッツ類」が維持され、「ハーブ類」が追加された。日本は、(野菜・果実と)栽培方法や水の使用について異なる「キノコ類」を当該定義に含めることについて懸念を表明するとともに、含める場合にあっては食用のものに限る旨 (edible) を追記することを提案したが、参加国からは、自国においてキノコ類は fresh produce の一部としてみなされるため維持すべきとの意見があり、また、本ガイドラインは食品を対象とするものであるため「edible」についても不要である旨の指摘がなされた。EWG の共同議長はガイドラインの範囲と JEMRA の作業範囲をより良く示すために、消費者が生の状態ですべて消費する農産物だけでなく、生の状態で消費者に提供される農産物に言及されるべきと指摘した。

収穫前の水の使用

水源

第1段落の「reclaimed」は、より明確にするために「reconditioned」に変更さ

れた。衛生的に収集された雨水（第3箇条書き）についての質問に対し、雨水の使用に関連するリスクは、雨水の収集・貯蔵方法によって異なる可能性があるため、雨水を低リスクとみなすには、収集システムと貯蔵タンクが衛生的に維持されていなければならないことを明確にすることが重要であることが指摘された。

第2段落の第3箇条書きにおいて、「十分に離れている」とはどの程度の距離なのかの例を示したが、これは非常に文脈に依存し、傾斜や土壌の種類などの側面に依存するため、数値的な例は適切でも有益でもないため、削除した。

第3段落の第1箇条書きの「reclaimed water」は、その定義からしてリスクが高いとは考えられないため、削除した。

図1

図1及びDecision Treeの表題は内容に合わせて「fit-for-purpose assessment」に変更された。また、質問中のWHOの引用は削除された。

灌漑水（グリーンハウスを含む）

第3段落の第7箇条書きに「Where possible」を追加し、柔軟性を持たせた。

室内保管及び流通施設用の水

化学物質は対象外であるため、第2段落の第1箇条書きでの肥料や農薬への言及は削除されたが、農業投入物は微生物学的ハザードをもたらす可能性があり、注意が必要であるという考え方は維持された。

収穫時及び収穫後の水の使用

一般

第6段落において、括弧内の文章は主観的であるため削除され、加工助剤は国によって定義が異なる場合があり、明確化のために必要ないため削除され、殺生物剤が工程水の微生物学的品質を維持するためには、残留濃度レベルを維持すべきであることが示された。

文書化

水温のモニタリングが常に可能であるとは限らないため、柔軟性を持たせるために、第1段落の第3箇条書きに「If necessary」を追加した。

目的に適した水に係る評価

日本からの提案に基づき、評価での、水の取得、使用及び再利用に関するリスクベースの戦略の策定において考慮すべき要素として、食品の「Labeling with instructions for the intended use」を第1段落の最後の箇条書きに追加した。

表1

「消費者又は食品事業者による調理または加工」とある列のヘッダーテキストは、加盟国がその追記に納得せず、また、この表はJEMRAが作成した表との完全な一致を希望する国もあったため、「消費者または食品事業者による加工」のテキストは削除された。

また、調理工程は様々であり、リスクレベルを割り当てる際に考慮する必要があることを示すため、表の脚注を維持することに合意した。

リスク低減/管理の戦略

生産に使用する水のハザードをモニタリングするための指標微生物

バクテリオファージと比較される糞便指標の種類を明確にするため、「細菌」を追加し、バクテリオファージとの混同を避けるため「コリファージ」を削除した。目的に適したサンプリング頻度及び微生物的基準の決定の例

既存の第2段落が不明確で、リスクレベルと検査頻度間に十分なガイダンスを与えていないと考えられたため、2つの新しい段落が提案された。この追加には同意され、図3への言及も追加された。

図3

この図は JEMRA 以外の出典であること、リスクとの関連性がないこと、図1や表1と重複すること、直前の改訂パラグラフとの整合性がないことを理由に、残すかどうか意見が分かれた。一方、検査頻度との関連性があり、図1よりも詳細な情報を与えるため、関連性があるとの意見もあった。この図は例として残すが、直前の文章と整合させ、異なるリスクレベルと適切に関連付けるために、いくつかの修正を加えた上で残すことが合意された。

(結論)

- ・ 本体部分及び附属文書Ⅰ（生鮮農産物）を第46回総会にステップ5/8での最終採択を諮ることに合意した。
- ・ 附属文書Ⅱ（水産製品）をステップ2/3に差し戻し、再修正の上、コメント提出のために回付することに合意した。
- ・ EUを議長、チリ及びIDFを共同議長とするEWGを設置し、以下を行うことに合意した。
 - ① これまで提出されたコメント及び本会合において合意した本体部分を考慮し、附属文書Ⅱ（水産製品）をさらに発展させる。
 - ② 本会合において合意した本体部分を考慮し、附属文書Ⅲ（乳製品）の作成に着手する。
 - ③ 次回会合の3か月前に報告書及び改訂文書をコーデックス事務局に提出し、コメント提出のためステップ3での回付を行う。
- ・ 受領したコメントを検討し、次回会合での検討用の修正案の作成を行うため、EUを議長、チリ及びIDFを共同議長とするPWGを設置し、次回会合と併せて開催することで合意された。

議題7 海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂に係る討議文書

討議文書を作成した我が国が、事前に受領したコメントを踏まえて更新したプロジェクト文書案にて説明を行い、2019年に行われたJEMRAの海産物のビブリオ・パラヘモリティカス（以下、「腸炎ビブリオ」という。）及びビブリオ・バルニフィカスに関する会議の報告書（MRA35）に基づき、「海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）」が採択されて以降に得られた科学的知見として、特に太平洋岸北西部における腸炎ビブリオ株（ST36）等の高病原性株の出現、気候変動に伴うビブリオ属菌感染の著しい

地理的拡大、人口密度の高い沿岸地域におけるリスク増加に対する潜在的な人口学的影響などの考慮すべき要因について注意を喚起した。

また、新規作業において考慮し得る腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスに関する主要な課題として以下を挙げた。

- ・ 分子遺伝学的アプローチ等の最新の微生物学的モニタリング手法
- ・ 新たな病原性株の地理的拡大や患者発生数に関する最新データ
- ・ ビブリオ属菌の検出及び分類
- ・ リモートセンシング、衛生画像、全ゲノムシーケンスなど、リスクが高まる時期の予測やウイルスをより適切に制御することを容易にする新たな手法
- ・ 採捕前の介入措置（例：冷却時間の短縮等の採捕時における中継）や採捕後の処理（例：高圧処理、冷凍及び殺菌）など、海産物の消費に伴うビブリオ症リスクの低減に資する実用的な介入措置

さらに、この作業には、CXG 73-2010 を「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）」と整合させることが含まれることを強調した。

本会合において議論され、合意された事項に係る概要は以下のとおり。

- ・ JEMRA 事務局は、カリブ海地域における病原性ビブリオ属菌及び関連する食中毒の発生状況に関するデータの入手可能性について質問に対し、2010 年から 2019 年までに中南米・カリブ海地域から収集したデータが MRA35 にまとめられており、CXG 73-2010 の改訂過程で考慮すると述べた一方で、すべての地域からデータを入手することは困難であることを認めた。
- ・ 複数の参加国がビブリオ・アルギノリチカスやビブリオ・コレラなどの他のビブリオ属菌や、二枚貝以外の海産物を含めるべく作業範囲を拡大することを提案した。CCFH 議長は、CXG 73-2010 の一般セクションはすべての病原性ビブリオ属菌とすべての海産物をカバーしており、二枚貝の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスについてのみ、その公衆衛生に与える影響に鑑みて付属文書において焦点が当てられていることを改めて紹介した。JEMRA 事務局は、現在入手可能なデータによると、海産物に起因するビブリオ関連のアウトブレイクは、腸炎ビブリオとビブリオ・バルニフィカスによるものが最も多く、さらに、ビブリオ・アルギノリチカスのハザード特性は腸炎ビブリオと類似しており、同様の介入措置がその制御に有効であることを示していると述べた。
- ・ 一部の参加国は、ガイドラインの改訂にあっては、二枚貝とともにすべての海産物を含め、JEMRA に対し二枚貝以外の魚介類中のビブリオ属菌に関する入手可能な科学文献をレビューするよう要請することが必要であると指摘した。
- ・ 我が国は、腸炎ビブリオとビブリオ・バルニフィカスがビブリオのアウトブレイクに大きく寄与していることを認めつつ、これらのコメントに対応するためにプロジェクト文書を更新することの可否を検討することに同意した。

(結論)

本部会は新規作業提案を支持するとともに、二枚貝とともにすべての魚介類を含

むプロジェクト文書を議題9の今後の作業計画と併せてさらに検討することに合意した。

議題8 食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の改訂に係る討議文書

討議文書を作成したカナダが、「食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012)」の改訂において含める可能性があると考えられる主な点を以下のとおりまとめた。

- ・ A型肝炎ウイルス (HAV) 及びノロウイルス (NoV) 以外のウイルスや、冷凍果実などの食中毒の新たな媒体に対応した対象範囲の拡大
- ・ 利用可能な根拠に基づく、プロセス固有の管理システム、表面消毒、手指消毒及び食品取扱者の衛生に焦点を当て、フードチェーンにおける介入措置の見直し
- ・ 特定の食品におけるウイルスの検出及びウイルスの潜在的感染力の評価における技術的進歩を考慮した、食品媒介ウイルスに対する食品検査に関する追加情報の可能性
- ・ CXG 79-2012 の発行以降に利用可能となった、二枚貝及び生鮮農産物中の HAV 及び NoV を制御するための新たな科学的知見 (軟体動物の生育海域の水質モニタリング指標及びリスク評価モデルなど) の検討

カナダは、討議文書における提案に基づき、加盟国及びオブザーバーからのコメントを考慮し、JEMRA からの科学的助言が必要である5つの分野を以下のとおり特定した。

- ① 公衆衛生上最も懸念される食中毒ウイルスと関連する食品に関する最新のレビュー
- ② 予防・介入措置に関する科学的根拠及び食品の連続性における介入措置の有効性のレビュー
- ③ 食品中の関連腸管ウイルスの分析法のレビュー。
- ④ ウイルス指標又はその他の汚染指標の潜在的有用性に関する科学的根拠のレビュー
- ⑤ 簡易リスクカリキュレーターなどの加盟国間で広く利用可能なより適用性の高いモデルを構築する観点からの様々なリスク評価モデルのレビュー

本会合において議論され、合意された事項に係る概要は以下のとおり。

- ・ 参加国は、科学的助言を求めるために特定された5つの分野の重要性を認め、その優先順位について意見を述べた。多くの参加国は項目①、③及び④の重要性を強調し、①をレビューすることが分析法の検討に際して重要な情報となると指摘した。また、一部の参加国は②の重要性を指摘する一方で、⑤は他の分野での作業を通じてデータが収集された後でなければ対処できないとの一般的な見解で一致した。ある参加国は、死亡率、罹患率、食品を介した感染及び食品中の存在の可能性など、食中毒の発生に関する統計データをレビューに含めることが

重要であると強調した。

- ・ JEMRA 事務局は、求められている作業量が多いものの、2回の会議でこれらの分野を取り上げることを目指すと表明した。また、WHO の FERG の作業計画にウイルス起源の食中毒が含まれており、その成果も JEMRA の作業を支援し得ると述べた。
- ・ 日本からの質問（念押し）に対し、WHO は FERG の作業計画においてウイルスを優先することが可能であること、ウイルスの用量反応モデルの構築は JEMRA によるリスク評価の一部になることを認めた。
- ・ 作業のタイムフレームに関して、次回会合に際し CXG 79-2012 の改訂に関する新規作業提案の作成において、特に最新のレビューが必要であることに留意した。カナダ及びオランダは、提供された科学的助言に基づいて係る提案を作成する意向を確認した。

（結論）

本部会は、討議文書において特定された分野のうち①、③及び④を優先して JEMRA に対して科学的助言を要請することで合意し、カナダがオランダとともに、JEMRA からの科学的助言を考慮したプロジェクト文書を次回会合での検討のために作成することを確認した。

議題9 その他の事項及び今後の作業

EWG の議長である米国が、本会合に先立って行われた PWG において得られた以下の新規作業提案を支持する旨の勧告の概要を説明した。

伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン

ある参加国が、プロジェクト文書のタイトルに「伝統的市場（traditional market）」が用いられていることに懸念を表明し、「食品市場（food market）」に置き換えることでタイトルをより一般化することを提案した。これに対して議長が、作業の進展に伴い、必要に応じてタイトルが精緻化されることを予期し、当面は原案のタイトルを維持することを提案した。

（結論）

本部会は以下のことに合意した。

- ① 新規作業として承認を得るべくプロジェクト文書を第46回総会に送付すること。
- ② ケニアを議長、ボリビア及びナイジェリアを共同議長とする EWG を設置し、総会の承認が得られることを前提としてガイドライン原案を作成し、ステップ3としてコメントの提出及び次回会合での審議のために回付すること。

なお、EWG の報告書は、次回会合の少なくとも3か月前までにコーデックス事務局に提出され、ステップ3でのコメントを求めるために回付されることとなった。

「海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010)」の改訂

JEMRA 事務局より、プロジェクト文書にはビブリオ・アルギノリティカス及びビブリオ・コレラといった他のビブリオ属菌並びに二枚貝以外の海産物に関する JEMRA への科学的情報の要請の必要性について明確に触れられていないことについて質問がなされた。これに対して我が国は、それらのビブリオ属菌は現行の CXG 73-2010 の本体部分においてカバーされており、また 2010 年の JEMRA の報告書において二枚貝以外の海産物はカバーされていることから、現時点では JEMRA に科学的助言を求める必要はないが、作業の進展に伴いその必要性が明らかになる可能性は否定できない旨を説明した。

(結論)

本部会は以下のことに合意した。

- ① 新規作業として承認を得るべくプロジェクト文書を第 46 回総会に送付すること。
- ② 我が国を議長、チリを共同議長とする EWG を設置し、必要に応じバーチャル会合を開催して、総会の承認が得られることを前提として改訂ガイドライン原案を作成し、ステップ 3 としてコメントの提出及び次回会合での審議のために回付すること。
- ③ 次回会合に合わせて PWG が開催され得ること。

なお、EWG の報告書は、次回会合の少なくとも 3 か月前までにコーデックス事務局に提出され、ステップ 3 でのコメントを求めるために回付されることとなった。

CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の整合化

英国が整合化に関する作業を開始するための作業グループを主導し、取るべき最適なアプローチを検討するとともに、次回会合においてその進捗状況を報告することで合意した。

我が国が CXC 1-1969 と整合化すべく CXG 73-2010 の改訂を行うために、本会合後にほどなく CXC 1-1969 との整合に関するガイドラインが利用可能となるのか質問した。これに対して議長が、英国の報告書が次回会合における検討のために利用可能となることから、加盟国が次回会合以前に整合化のための支援が必要となる場合には、その作業のために英国と調整するよう求められると明言した。

今後の作業計画

本部会は作業計画をレビューし、以下の点を確認した。

- ・ カナダ及びオランダが、本会合での議論を考慮し、次回会合での検討に向けて「食品中のウイルスの管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012)」の改訂に関するプロジェクト文書を作成すること。
- ・ 米国、ホンジュラス、ブラジル及び EU が、次回会合での検討のために「鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン

(CXG78-2011)」の改訂の可能性に関する討議文書を作成すること。

- ・ フランス、米国及びカナダが、次回会合での検討に向けて「食品中のリステリア・モノサイトジェネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007)」の改訂の可能性に関する討議文書を作成すること。

本部会は、改訂された今後の作業計画を承認するとともに、次回会合に合わせて、米国を議長とする CCFH の作業の優先順位に関する PWG を設置することで合意した。

議題 10 次回会合の日程及び開催地

次回会合は 2024 年 3 月 11 日から 15 日に開催される予定であり、開催国政府がコーデックス事務局と協議の上、最終決定される旨が報告された。

(参考)

食品衛生部会 (CCFH) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> : STEC) の管理のためのガイドライン原案	5/8 2/3	・ガイドライン本体、生の牛肉、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズの付属文書 第 46 回総会 ・生鮮葉物野菜、スプラウト類の付属文書 電子作業部会・物理的作業部会 (議長国: チリ、ニュージーランド、ケニア、米国) 第 54 回 CCFH
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン原案	5/8 2/3	・ガイドライン本体、生鮮農産物の付属文書 第 46 回総会 ・水産製品、乳製品の付属文書 電子作業部会・物理的作業部会 (議長国: EU、チリ、IDF) 第 54 回 CCFH
伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン	1/2/3	第 46 回総会 電子作業部会 (議長国: ケニア、ボリビア、ナイジェリア) 第 54 回 CCFH
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の修正	1/2/3	第 46 回総会 電子作業部会・物理的作業部会 (議長国: 日本、チリ) 第 54 回 CCFH
CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の整合化	-	報告書の作成国: 英国 第 54 回 CCFH
食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の修正	-	プロジェクト文書の作成国: カナダ、オランダ 第 54 回 CCFH
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011) の修正	-	討議文書の作成国: 米国、ホンジュラス、ブラジル、EU 第 54 回 CCFH
食品中のリステリア・モノサイトジェネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 61-20079) の修正	-	討議文書の作成国: フランス、米国、カナダ 第 54 回 CCFH
新規作業提案/今後の作業計画	-	CCFH の作業の優先順位に関する作業部会 (議長国: 米国) 第 54 回 CCFH